

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年11月14日（月）16：30～20：17

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

それではただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきます。本日細野大臣は公務のため欠席でございます。あらかじめご承知おきお願いいたします。それでは園田大臣政務官より挨拶及び冒頭発言があります。

<冒頭あいさつ>

○園田政務官

本日も合同記者会見にお集まりいただきましてありがとうございます。政務官を担当している園田と申します。よろしく申し上げます。私から3点ご報告いたします。まず1点目ですが、先般細野大臣とともに11月の12日金曜日でございますが福島第一原子力発電所へ視察に行っていました。この目的につきましては細野大臣より今ステップ2が進捗している状況でございますが、その一つ一つの状況を確認するべく現地へ行って視察をするという形でございます。ご案内のとおり1号機のカバーリングが完成をした、そしてまた、海側の遮水壁の工事に着手をした、そしてまた、5、6号機の緊急の医療施設の状況も中に入れて頂きまして、医師あるいは看護師の方々との意見交換をさせていただき、また、滞留水の循環注水冷却についての状況を確認させていただき、とともに5、6号機の滞留水の散水状況についても実際に現地で視察させていただいた次第です。また、所長であります吉田所長と懇談をさせていただきまして、今の現状をしっかりと現場の意見として聞かせて頂いたという状況でございます。まああの、ぶらさがりでも吉田所長からお話がありましたように原子炉の状況は安定をしているということがまず言えるのではないかというふうに思っております。今日の東京電力からの資料においても1号機は30℃台、圧力容器の底部温度でございますけど30℃台、そして2、3号機についても60℃台と推移して安定をしているという状況でございます。確かしなが

ら、敷地の状況につきましてはまだまだ作業員の方々にとりましては高い線量の中における作業になるということからすると、まだまだ厳しい状況が続いているという形が意見として出たところでございます。今後このような状況も踏まえて私ども政府としてもこのステップ 2 の終了の目標であります安定的な冷却を行う、そしてまた、それが中期的あるいは長期的にも安全性が確認をされるという状況をしっかりとチェックしてまいりたいと考えているところでございます。それから 2 点目でございますが、今月のロードマップ、道筋の改訂についてでございます。通常といいますか、月に 1 回このロードマップの進捗状況を皆さま方に発表をさせていただいているところでございますけれども今月も 17 日に今週の木曜日にその道筋の進捗状況について皆さま方に発表をする予定でございます。それから 3 点目でございますが、先般の記者会見の中でお問い合わせがありました原子力災害に使用されるべきあるいは使用されたマニュアルでございます。この名称とそれから公開の可否についてのお問い合わせがありました。後ほど原子力安全・保安院並びに文部科学省そして原子力安全委員会からそれぞれ今の状況について、皆さま方にお知らせをする予定でございます。なお、政府全体としてのこのマニュアルについては今照会中でございますので、これについてはもう少しお時間を頂きたいというふうに思っております。それから、今の政府が協力を依頼出来る関係にある自治体や研究機関等においてゲルマニウム半導体の検出器及びストロンチウムの測定器を現在どのぐらい保有しているのかというお問い合わせがございました。また、今後どのぐらいの数を購入する予定かということの答えでございます。現在まず文部科学省におきましては、環境放射能水準調査といたしまして全都道府県に 1 台ずつのゲルマニウム半導体の測定器を整備しています。その他、自治体によって交付金等によりこの半導体の測定器が整備されているということでございまして、概数を申し上げますと、47 台プラスアルファという形になります。今後は平成 23 年度の第 2 次補正予算、ここによりましてこの環境放射能水準調査の拡充といたしまして全都道府県に対しまして 1 台ずつさらにゲルマニウム半導体の測定器を追加配備する予定となっております。したがって現在の 47 台プラスアルファに対しましてさらに 47 台が追加されるとうことでございます。また各象徴におきまして聞き取り調査を行った範囲で申し上げますと、独立行政法人や財団法人等で現在 115 台、そして大学におきまして 33 台の半導体の検出器を保有しているということで承知いたしておるところでございます。それからストロンチウムの測定器ですが、全ベータ測定器につきましては全都道府県において整備しておる他、ストロンチウムの核種が特定できる機種については日本分析センターで 18 台、そして日本原子力研究開発機構におきまして 3 台保有をしているということでございました。それから、後もう 1 点でございます

が、宿題といたしまして自主避難者に対する支援についてのお問い合わせをいただきました。これにつきましては、まず住民の健康を守るための取り組みとして福島県が行っている健康調査、管理調査においての県外に自主的に避難した方であってもその対象となっているということでございます。全面的に政府としても支援させていただいております。先般私も申し上げましたけども、全域が災害救助法の適用対象、これは福島県がその対象となっていますので自主的に避難された方々にも応急仮設住宅が供与されている、そして避難先での健康相談のサービスを受けられるように各地方自治体においても配慮をお願いさせていただいているということでございます。その他、食品の供与であるとか飲用水の供与であるとか生活必需品の供与はこの対象の経費という形になっているところでございます。そういったところも私どもとしては法律に則って支援をさせていただいております。ただし、それが十分であるかどうかという点についてはですね、まだまだご負担をおかけしている状況というのは変わらないのではないかと認識をいたしておるところですので、今後皆さま方からさらにご意見等があればきめ細やかに私どもとしては対応してまいりたいと考えているということでございます。同時に、精神的な被害を受けられているという形の部分につきましても、いわゆる今審査会で自主避難をされた方々に対しましてもその旨損害賠償の方でしっかりと行うべきではないかという議論を頂いているということも承知いたしておりますので今後その部分につきましてもきめ細やかな支援というものが考えられるのではないかと承知しているところでございます。私からは以上でございます。

○司会

大変失礼しました。それでは式次第に従いまして進めさせて頂きたいと思えます。最初は環境モニタリングについてです。まずは東京電力からの説明となります。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本でございます。それでは環境モニタリングの状況につきまして3件ご報告させていただきます。1件目は空気の状況になります。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第234報でございます。ページをめくっていただきまして、昨日の福島第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番のところでございますが、いずれの地点もND、検出限界未満という状況でございます。続きまして海水の状況

です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射線物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第 227 報となっております。ページをめくっていただきまして 1 枚目の裏面が発電所の沿岸部 4 箇所、それから 2 枚目以降が経時変化をグラフ化したものでございます。検出限界を下げた影響で検出されるようになっておりますが、大きな変動等は見られておりません。続きまして宮城県の海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと『宮城県沖における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』続報 9 でございます。宮城県の沖合 6 箇所のサンプリングを行いましたけど、昨日の分析結果ではいずれも検出限界未満という状況でございます。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省からの説明です。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。お手元に環境モニタリングの結果についてという資料を 2 種類お配りしてございます。まず全国的な調査の状況ですが、都道府県の放射能水準調査、それから定時降下物、上水の結果については特段大きな変化はございません。それから発電所周辺の調査でございますけれども、20 キロ以遠の空間線量率、積算線量結果、ダストサンプリング、それから 20 キロ圏内の空間線量率についても大きな変化は見られておりません。それから福島県の現地対策本部及び県の災害対策本部でこれは順次行っておりますモニタリング詳細調査というのを、福島市の山口地区において行っております。空間線量率を申し上げますと 0.62 から $2\mu\text{Sv}$ という結果になっております。それから 9 番 10 番はこれも定例の発表でございますが 20 キロ以遠における福島県におけるモニタリングの実施結果、それから積算の線量の測定結果であります。めくっていただきまして海域の調査の状況ですが、発電所周辺の海域モニタリングの結果、これは海水ですが、セシウムで 1.2 から 11Bq 程度の濃度が観測されておりますけれども、これまでのトレンドと大きく変わるところはございません。資料 12 番では海底土について、これは発電所沖合 15 キロぐらいのところにおきまして、もっとも濃度の高いところで、セシウム 134 で 110Bq、137 で 140Bq/kg という値が計測されております。こちらでも過去のトレンドと見て大きな変動はございません。それから資料番号 13、航空機モニタリングで今回岩手県、静岡、長野、山梨、岐阜、富山県、6 県の観測結果を発表いたしております。それから併せて天然核種の影響を考慮して、これまでの航空機モニタリングの結果について改訂したものを発表させていただいております。94 ページ、95 ページをち

よっにご覧いただければと思います。94 ページの方は今回新たに発表した 6 県に加えてこれまでの結果を表した空間線量率を表したものでございます。このお配りしている資料では見づらいかもしれませんが、長野とか岐阜辺りに線量の帯域でいいますと下から 2 番目あるいは 3 番目の、0.1 とか 0.2 から 0.5 というバンドの地域が見られますけども、これにつきましてはこの地域の岩質の特質によりまして天然の放射性核種による放射線量率が高いと、カリウムとかウラン、トリウムの系列による核種の影響を拾ってしまうということで、今回の調査におきましてはこういった地域においては航空機サーベイによるスペクトルを分析いたしましてセシウムのエネルギー由来のものが含まれているかどうかを見て、それらが含まれていないところについてはセシウム 134、137 は検出限界未満であったという処理をしております。その結果が 95 ページになっておりまして、そういう意味ではまあ西の方、静岡、富山、岐阜辺りはセシウムの沈着量で言いますと一番下の 10kBq/m^2 以下の数字となっております。それから最後に福島県の学校における調査の結果を、資料番号 14 ですが、緊急時避難準備区域の解除により再開した学校の簡易型積算線量計によるモニタリング結果についてその 1 というのをお配りしております。県内の学校につきましては現在全ての学校において学校の先生に簡易積算線量計を持って頂いて児童生徒が学校で受ける線量の推定を毎月行っておりますけれども、先日緊急時避難準備区域が解除された 5 市町村におきます学校について同様の調査を始めたものであります。5 市町村の中には全部で 34 の幼稚園から高校までがあるわけですが、今回そのうちの 6 つの学校、それから保育所・託児所 6 箇所、計 12 箇所について、2 週間の測定結果を発表しております。平均で申し上げますと一部装置の誤作動により高い線量率が観測されたところがありますけれども、そういったところを除きますと全体の平均値は $0.1\mu\text{Sv/h}$ ということで、年間の学校等における滞在時間を考慮いたしまして平均で 0.2mSv というふうに見積もっております。それから前回の宿題、指摘の中で、まず文部科学省において今回使用したマニュアルの名称でございます。原子力事故・災害時対応マニュアル、これは平成 20 年の 10 月に文部科学省において作成したものでございます。これを使用いたしております。それからもう一点、試験研究炉と実用炉で、同時に事故が起きた時に、本部とか事務局体制はどうなるのかというご質問をいただきました。対策本部の設置については、原災法第 16 条第 1 項において、内閣府に原子力災害対策本部を設置すると規定されておりました、実用炉と研究炉という、所管省庁が異なる炉において同時に事故が発生した場合には、対策本部を一つにするかあるいは別々にするか、この両方の対応をとることが法律上は出来るというふうを考えられます。また事務局においても同様であります。実際に対策本部やその事務局を一つにするかあるいは別々に設ける

か、この辺りにつきましては事故の状況をふまえて判断することになるかと思えます。文部科学省からは以上です。

○司会

続きまして原子力安全委員会からの説明です。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤です。私からは、まず環境モニタリング結果の評価についてということで、本日付の原子力安全委員会の紙、一枚紙で裏表にコピーしてございますものと、参考資料といたしまして一枚目が福島県の地図になっているもの、これを用いて説明いたします。

資料1の空間放射線量でありますけども、これは発電所周辺20キロ圏内の空間放射線量率も含めまして特段大きな変化はないという状況であります。資料2の空気中の放射性物質の濃度であります。参考資料では10ページから15ページにデータの表がございます。特にこの参考資料の11ページから14ページは、福島県の方で測定されたデータでございます。表の一番上のポイントは福島市杉妻町では、検出限界を下げた測定が行われておりますけども、今回データが出てきております11月7日から10日に採取されたものでは、このポイントも含めまして全て検出限界未満であるということでございます。

それから次の航空モニタリングであります。只今文科省からも説明があったとおりでございます。今回新たに岩手、静岡、長野、山梨、岐阜、富山の各県の空間線量率、それから地表でのセシウムの沈着量が発表されたわけですが、おおむね低いバンドに入っております。一部の地域において若干、やや高いバンドのところもあるという状況であります。今も説明ありましたが、今回の発表にあたっては、セシウムの沈着量につきましては、空間放射線量から単純に換算するだけではなくて、実際にとれた放射線エネルギーのスペクトルを分析して、放射性セシウムのピークの有るなしに着目して計数率の比の標準偏差をとるなどして、セシウム沈着量のマップについては再作成したという状況でございます。そういうことで、この航空モニタリングでとらえられる状況というのは、あくまでもかなり全体的な状況でございますので、今後は生活圏を主な対象として地上のモニタリングで実際の放射性セシウムの蓄積状況を把握していくことが大切だというふうに考えております。

それから資料の裏面にまいりまして、4の環境試料であります。海の関係ですが、参考資料の25ページから28ページ。これは福島第一原発周辺海域での海水中のセシウムの濃度であります。7日から11日にかけて採れた海水からは、特にポイントの1番から4番を中心にセシウムの134、137が出ておりま

すけども、値は濃度限度以下であるという状況でございます。それから資料の 29 から 31 ページには、やはり発電所周辺での海底土からのセシウムの検出ということでございます。これは毎月一回採取、公表が行われておりますけども、ここ数カ月大きな変化がないという状況であります。資料最後 5 の全国の放射能水準調査であります、こちらも特段大きな変化はございません。上水については、全ての都道府県で検出限界未満であるというところでございます。

それから緊急時に用いるマニュアルの関係でございます。原子力安全委員会では、今回のような事態で用いるマニュアルとしては『原子力安全委員会・緊急技術助言組織等、緊急時対応マニュアル』というものがございます。最終改訂は平成 20 年 5 月 13 日というふうになってございます。今回のような状況では、これを用いるということでございます。私からは以上でございます。

○司会

続きまして、各プラントの状況についての説明です。東京電力からの説明となります。

<プラント状況について>

○東京電力

それでは東京電力から福島第一原子力発電所の状況ということでご説明させていただきます。皆さまのお手元に A4 裏表、縦の資料を配布させていただいております。タービン建屋地下の溜まり水の処理でございますが、高濃度汚染水の処理、それから淡水化装置に関しましては順調に運転を継続いたしております。トレンチ立坑・各建屋の地下の溜まり水に関しましては、現在は 2 号機のタービン建屋の溜まり水を雑固体廃棄物減容処理建屋の方へ移送をおこなっております。また建屋の水位、トレンチ立坑の水位等に関しましては、本日午前 7 時の状況を表にまとめておりますが、会見の途中で最新のデータをお届けできればというふうに思っております。裏面の方にまいります。放射性物質のモニタリングにつきましては、先ほど申し上げたとおりです。使用済燃料プールの状況といたしましては、1 号機から 4 号機まで循環冷却を続けております。なお 2 号機に関しましては、本日ヒドラジンを 2m³ ほど注入を行っております。原子炉圧力容器への注水、圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましては記載のとおりです。その他でございますが、作業の実績等に関しましては、こちらも会見途中で最新の実績をお届けしたいというふうに思っております。それから一番下でございますが、本日 12 時 32 分ごろ正門に設置しております連続ダストモニターで警報が発生いたしました。対応といたしましては、ダストの濃度が上がった可能性がございますので 12 時 39 分に全面マスクの着用の指示を行

っております。その後装置の点検をいたしましたところ、フィルターの目詰まりによります機器異常というようなことで判明したと、ダストの濃度に関しましても 6×10^{-6} Bq/cm³ だったということが確認できましたので、本日の 14 時 11 分に全面マスクの着用の指示を解除いたしております。続きまして発電所内のモニタリングの状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について』ということで、11 月 13 日採取分でございます。ページをめくっていただきまして 1 枚目の裏面から各サンプリング地点での測定結果を記載させていただきました。2 枚目の裏面から経時変化をグラフ化しておりますけれども大きな変動等ございません。高濃度汚染水が海水中に漏出してないというふうに考えております。続きましてサブドレン水の状況ですが、A4 横の表の形式になっている資料でございます。集中廃棄物処理施設周辺でのサブドレン水の核種分析でございますが、昨日の測定結果につきましても通常の変動範囲内というふうに考えております。高濃度汚染水が地下水中に漏出してないというふうに考えております。東京電力からは以上です。

○司会

次に原子力安全・保安院からの説明となります。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の森山でございます。私からはこれまでいただきました宿題について 2 件ご回答申し上げます。まずマニュアルの関係ですけれども、原子力安全・保安院が今回の原子力災害対応に使用した、保安院として作成しておりますマニュアルでございますが、これは原子力防災業務マニュアルというものがございます。全部で 7 分冊ございますが、このうちの 3 冊、第一編の原子力施設における大規模自然災害時の対応。第三編の原災法 10 条事象発生時の対応（原子力事業所）。第四編の原災法 15 条事象発生時の対応（原子力事業所）。それから福島オフサイトセンター（福島県原子力災害対策センター）運営要領と。以上が今回使用したマニュアルでございます。それから SPEEDI の入力について保安院にあります ERC からできるのかというご質問ございました。これは保安院にあります ERC から SPEEDI の入力は出来るということを確認いたしました。その他幾つか、まだご質問いただいておりますけれども現在確認中がございますので、確認が出来次第またご説明申し上げます。保安院からは以上でございます。

○司会

それではこれから質疑に入らせていただきたいと思います。毎回お願いさせていたいただいておりますが、最初の質問の機会をできるだけ早く一巡させていただくという観点から出来る限り質問項目を3つまでとさせていただきたいと思います。また質問自体につきましても出来るだけ簡潔にお願いいたします。回答者側につきましても簡潔に分りやすい回答をお願いしたいというふうに思います。質問の際には所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰に対する質問であるかをハッキリと明確にさせていただくようお願いいたします。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。お一人と、後ろの方、二人続けてお願いいたします。

<質疑応答>

○アエラ編集部 大鹿

Q：アエラ編集部の大鹿です。松本さんにお尋ねしたいんですが。先般11月5日に原子力損害賠償支援機構の方で支援が決定されて、御社も中間決算をご発表されました。その中で西澤社長は資本増強は当面必要はないというお話だったんですけども、松本さんご覧になってこれからの事故収束にあたって、30年かかるとも言われる廃炉とか、あるいは遮水壁等で一体いくらぐらいの金額がこれからかさみそうというふうにご試算されているのか、更にその必要な資金をどのように調達されるのかを考えをお聞かせください

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますけれども、現時点でいわゆる事故の対応に必要な費用に関しましては、第2クォーターの決算報告書に既に引き当て済みでございます。なお、まだ今後30年にわたって様々な技術的な開発ですとか装置が必要になろうかと思っておりますけれども、こちらに関しましてはまだ具体的な設計、製造等が決まっておきませんので費用としてはまだ未定でございます。会計手続きに従いまして、適切な見積もりができ次第、決算等に引き当てていきたいというふうに考えております。

Q：必要な資金はどのようにされますでしょうか。銀行の融資もなかなかままならないと思いますし、資本市場で調達するのは絶望的ではないかと思うのですが、どのように調達するとお考えでしょうか。

A：（東電）こちらに関しましても、銀行の皆さまのほか、政府の適切なご支援等いただけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

Q：政府の支援は賠償に対する支援という立て付けになっていると思うのですが、

今回の今おっしゃられるようなこれからの設計に関する費用とかシステムの製造費用とか、この原子力損害賠償支援機構の交付金とは別になるのではないかと思うのですが、その場合の政府の支援ってというのは何を想定されておられるのでしょうか。

A：（東電）いわゆる私ども単独で技術開発ができないようなものですとか、今後遠隔操作などが必要なものもございまして、いわゆる設備そのものの費用もあると思いますけれども、いわゆる技術開発というところについては広く今後の応用も利くかと思いますが、そういったところはいろいろご相談させていただきたいというふうに思っております。国のご相談させていただいた後、どういうふうな資金負担が可能なのかについてもご相談させていただければと思っております。

○司会

それでは後ろの方。

○NHK 岡田

Q：NHKの岡田です。よろしくお願ひします。ストレステストについて園田政務官と保安院の森山対策監にお伺ひします。今日意見聴取会が行われまして、政府が7月に導入して以来、導入というかストレステストをやるということを決めて以来、初めて外部の専門家から意見を聞いたことになるかと思うんですけれども、今日の聴取会の中で原発事故の原因究明が終わらない中でストレステストだけが再開の条件になってるのは理解できないとか、後保安院や安全委員会が審査するという従来の枠組みでは理解が得られない、だから地元の住民からもテストの結果について意見を聞くべきだというような、テストそのものについての批判的な意見が相次いだと思います。結局この予定していたストレステストの審査方法のそのものの議論が先延ばしになってしまったということがあるんですが、それについて3つ伺ひたいと思います。1つがそもそもそのストレステストの在り方に対するこの批判について、改めてどういった見解をお持ちでしょうか。2つ目がこういった形で政府主導で実施することになったという中で、審査のやり方が決まらずに、またかなり時間がかかる見通しだということも言われていて、そうすると再稼働に向けて更に時間がかかることが予想されると思うんですが、それについて政府としてどのような責任で対処されていくのでしょうかということ、後もう1つがそういった批判的な意見が相次ぐ中で、ストレステスト自体のやり方とか方法、若しくはそれ自体何か見直すといった考え方はあるのでしょうか。

以上3つです。よろしく申し上げます。

A：（園田政務官）その意見聴取会、ちょっと私は見ておりませんでしたので、後でしっかりとどういったご意見をいただいたのかということは確認をさせていただきたいと思っております、その上でありますけれども、当然私どもとしては再稼働をする際には地元のご理解をとということを申し上げてきたところでございますので、当然ながら地元のご理解なくして再稼働の決定を行うということはおのずと考えていなかったわけでございます。そういった意味では丁寧に丁寧に地元のご理解が得られるような体制も同時に考えておかなければいけないだろうと、今後ですね。そういったことを考えておかなければいけないだろうというふうには考えているところでございます。それから、後この意見聴取会のほかには、今 IAEA の国際的な機関に対しましても、この考え方をお示しをさせていただきまして、今後そういった国際社会の皆さん方からのご意見というものも得ようというふうに政府としては考えているところでございます。したがって、様々な今日は有識者の方々からご意見をいただいたということでございますので、更には今後国際社会の中においてもご意見を賜りながら今後こういったストレステストというものを、しっかりと今の現段階で進めていきたいというふうには考えているところでございます。今後に見直すことが適切かどうかというものは、今の現段階ではそういった見直しのことは考えておりませんが、今後そういったご意見があり、そして私どもとしても見直す必要があるというふうに判断をした時には、また更にそういったご議論も政府内では行われるものではないかというふうには考えます。現時点ではまだその段階には至っていないということでございます。

A：（保安院）保安院でございませぬけれども、今ご質問いただきましたように、今日ストレステストの意見聴取会がございまして様々なご意見がございました。今のご指摘もありましたように、1つは事故の原因究明ですとか、あるいは耐震バックチェック、こういったものが行われている中でのこのストレステストの進め方ということでございます。この点につきましては、その場でも保安院からも回答しておりましたけれども、全体の関係というものをよく今後説明して、まずは説明していこうというふうに考えております。それからまたもう1つは、地元の方あるいは一般市民の方もこの意見聴取会に参加すべきではないかというご指摘もございました。他方でやはりこの場は専門的な場であって、公聴会と言いますか、また別の場ではないかというそういったご指摘もございました。現在保安院ではストレステストに関しまして、一般か

らもいろいろご意見を受け付けるという、これはホームページ上でございますけども、ホームページ上で受け付けてご回答するといった取り組みもしております、いずれにしてもこの意見聴取会の運営そのものについては今日いただいたご意見も踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。保安院からは以上でございます。

Q：すいません、1つだけ。今回の批判については実際どういうふうに受け止めているかということをもう少し詳しくお伺いしたいなと思います。要は、原因究明が終わらない中で再開の条件になってるという部分というのはなかなか今後も解決がなかなか先が見えない部分かなというふうに思うんですけれども、そこについてどういうふうにストレステストの審査方法とか、その後の進め方についてどういうふうにしようと思っているかというところを改めてお聞きしたいと思います。お二人です。

A：（園田政務官）当然ながら、この東京電力の福島第一原子力発電所に起きた事故の原因については、事故調査委員会の中でしっかりと調査が行われるという形になってまいります。で、やはり私どもとしてはそれはそれできちっと行っていく必要があるというふうには考えておりますけれども、当然ながらそれとは別の観点の中において、今の現時点で動いている、あるいはこれから動かさなければならないというその原子力発電所については、いわゆるヨーロッパ諸国でも行われているそのストレステストと言われるものの手法をわが国の中においても導入をさせていただいて、そしてそれをきっちりと国民の皆さん方あるいは地元の住民の皆さん方にも丁寧にご説明をさせていただきながらご理解を得るように努力をしていくということになるというふうに思います。その上においては津波、地震、そして交流電源の喪失も含めてしっかりと今般の事故も、あるいはそれ以外のところにおいてもどれだけの尤度というものがあるのかということ、きちっと地元住民の皆さん方、あるいは国民の皆さん方にもお示しをするということが今後の再稼働における大きな言わば柱になっていくものだというふうに思っておりますので、その点についてはしっかりと私どもとしても情報をオープンにさせていただく中でご理解を得るよう努力をしていきたいというふうに思います。

A：（保安院）保安院からでございますが、原子力発電所の安全確保につきましては、この事故発生後にまずは緊急安全対策というものを実施して、その上でより一層の安全の向上、それから安心の確保という観点からこのストレステストが導入されたわけでございます。他方で耐震バックチェックあるいは

事故の原因究明ということが他方で進められておりまして、とりわけ耐震バックチェックにつきましては、地震動の変更ということも可能性としてはございますので、そういったものにつきましては当然そのタイミングにもよりますけども、ストレステストというものにも必要に応じて反映していくということになろうかと思えます。いずれにしましても、原因究明は時間がかかるものもございますし、今後の技術基準に反映していくものもございますので、その段階で最新の知見を反映して安全の確認ということを図っていくことが必要ではないかと考えております。以上でございます。

Q：ありがとうございました。

○司会

それではご質問のある方。そちらの男性の方、そちらの男性の方お二人続けてお願いします。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋ですが、文部科学省の伊藤さんに伺いたいんですけど、本日の資料の末尾に出てきている例の南相馬ですか、緊急時のが解除されたところの数字ですね。これは0.2でかなり空間線量含めて十分やっつけられるような状況になってるというお話がございましたけど、ここに書いてある保育所、小学校、中学校含めてどれぐらい現実に生徒さんが戻ってきているかという数字が是非明らかにしていただきたいんですけど、例えば小学生の場合、1、2年生っていうのは僕は余り帰ってきてないと聞いてるんですけど、結局校庭でなかなか運動もできないような状態で戻ってこいと言っても実績に戻ってきませんで、半分以下の場合には果たしてそれで教育というのが現場でちゃんとやっつけられるのかということが懸念されるんですけど、例えばここにある原町一小ですとか、そういう辺りは今どういうふうな状況になってるのか、その部分を教えていただきたいんですけど。

A：（文科省）文部科学省です。今回発表させていただいたのは、緊急時避難準備区域の中にありますさっき申し上げた34のうちの、しかも学校だけで見ますと6校だけでございます。しかも資料にもございますように、まだ屋外での活動とかも少ないというような状況にあります。ご質問いただいた各学校ごとでどれだけ戻っているかについては、手元にはございませんので改めて確認させていただければと思いますが、いずれにせよまだ34のうち再開をして、授業再開できたところが今（※11月10日現在）学校だけで見ると6箇所だけで

ございますので、引き続き除染等を進めるとともに、それからこういった調査は2週間に1回ですけれども、その除染の結果は確実に線量が下がっているということをお示しすることで、他のところに避難されている方もできるだけ早期に帰ってきていただけるようにしたいと思います。ちょっと個別の戻り状況については次回までに確認させていただければと思います。

○司会

はい、それでは。

○フリーランス 上出

Q：フリーランス記者の上出です。園田政務官にお伺いします。11日と12日に行われました初めての敷地内の取材、一般メディアに公開されたということで、3つぐらいのポイントでまずご質問したいと思います。1つはプロセスとそれからやった結果についての評価を園田政務官からお聞きしたいんですが、聞きたい点は残念ながらフリーランス記者が入ることができなかったということ、いろいろな取材ができたかできなかったという評価はいろいろ分かれてると思うんですけれども、まずこの今後やる場合、もしまたフリーも入れない場合に、やはりこのメディアの方たちが取材したものというのは、国民の共有財産、ある意味ではだと思えます。フリー記者が活動できないという、どうしても問題がでてきて、今回外国のプレスの方が無償提供してくれるという、そういう動きもあるんです。これは他のマスメディアの方にお願ひするという意味ではないんですけれども、国民の共有財産という立場から見たら、もしフリーの人たちネットメディア、雑誌などが今後も入れないような状況であれば、そういうことをどうしていったらいいかということで、園田さんなりの政府としての介入してはいけない部分もあると思いますけれども、その辺も含めたまず今後の在り方について。それともう1つ、検閲というような言葉で言われている最初の段階に、後で画像とか写真を確認させていただきますということをお知らせしていただくこと、これは朝日新聞など毎日新聞なんかも批判しておりましたけれども、憲法違反に触れる恐れがあるということで。こういう問題をなんであんなのが出てしまったのか。もう既に他の会見で出てるかもしれませんが、全体としましても今回はもう遅すぎる、多くのメディアのOBの方たち、8ヶ月も経ってなんだというのが、マスメディアとしても敗北じゃないかというような厳しい指摘もあって、実際にどんな取材上の成果があったということ、園田さんなりにどういう意味があったかということ、もう既に散々わかっていることを何とか頑張っているいろいろな記事にした、いい写真はありましたけれども、

内容についてはやっぱりどうしてもありきたりというか、そういう勢いでない部分がぬぐえなかったと思います。フリーの問題とそれから今後の立ち入り取材の問題、全体としての園田さんなりの私に対してのご見解があればご教授ください。

A：（園田政務官）ありがとうございます。今回は大臣の視察が第一目的でございます。そういった意味では大臣以下、私どもが今のステップ 2 の進捗状況がどういう形で進んでいるのかをまず確認をさせていただくのが私どもの務めではございました。その際に、いろいろこの間記者の皆さん方も含めて、現場の公開ということが私どもにもご指摘をいただいて参ったところでございます。したがって私どもとしては何も隠すつもりは毛頭ございませんでしたので、当然ながら現場の様子やら、あるいは様々な進捗状況について逐一この場においても写真やら映像というものを公開にしていくことを、公表をすることを務めて参った次第でございます。そういった面ではなかなか皆さん方一般の方がこの発電所内に入るということのリスクというものが、先般吉田所長からの言葉にもありましたように、まだまだ高い線量の部分というものが発電所内にございます。そういった面では皆さん方をお入れをするというものは大変難しい状況であるということには変わりはありません。しかしながら、今後も高い透明性の中においてこの私どもの取り組みが皆さん方の目に触れるような、あるいは国民の皆さん方にご提供できるような状況は引き続き行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。そしてまた、成果でございますけれども、そういった面では今まで何と言いましょうか、この私どもが皆さま方にご提供させていただいている写真やら映像ではなくて、生の形を実際に同行取材というような形で中を見ていただいたということは、大変私にとりましては皆さん方のご期待にお答えすることができたのではないかとこのように考えております。そういった面では危険な状況ではありますけれども、ごく一部の方ではあります、そういった形お示しをあるいは見ていただいたということは、これからの取材やら私どもがこれからご提供させていただく写真やら映像においてもですね、実感を持って見ていただけるんじゃないかなと。そしてまたそれを国民の皆さま方にお伝えを出来るんじゃないかなというふうに思っています。この間、私も3度目ではございましたけれども、やはり日を追うごとにですね、しっかりと進捗をしているということがきちんと確認が出来たということにおいては、一つの大きな成果ではなかったかなというふうには思っております。

Q：もう一個、よろしいでしょうか。さっき言った検閲の部分なんです、こ

れは私企業であるために、例えば我々も防衛産業とかそういう所を取材した時に、ここは写さないでくれと言われる所ありますよね。そういう意味での、目に黒塗りの資料出ましたけれども、私企業であるということから、ああいう検閲みたいなことが出たのか。いずれにしましても、政府が出した文書の中にそういう確認するという、外国プレスなんかは特に強く抗議してたようですけども、検閲と思われることがあってはいけないと思うんですよね。その辺について。

A：（園田政務官）何と言いましょうか、皆さま方も国内法の判例などをご認識していただいているものではないかというふうに思っておりますが。我が国における最高裁の判例がございます。北方ジャーナル事件、あるいは家永教科書事件検定事件、あるいは当初、最初でいきますとですね、憲法21条の2号に掲げている検閲というものは税関検査事件の確定判決からスタートいたしているところがございます。そういった点ではですね、先般もご質問にもお答えをさせていただきましたけれども、オーバーブロードに規制をかける場合は、それは事前の検閲という形になりますから、最高裁の判決に基づくその検閲という形になります。しかしながら、ご案内のとおり今回は別にオーバーブロードで全て映しちゃ駄目ですよと申し上げているわけではございませんでしたので、そういった面で炉規法やあるいはテロ対策という点において、一部分だけその規制をかけさせていただく部分がありますよということを申し上げたつもりでございます。何も私どもが全てにおいて憲法で規定されている検閲の部分を上掲しているわけではないということをご理解をいただきたいと思っております。

Q：マスメディアも含めてそれについてやっぱりおかしいという意見が出たということがあると思うんです。それとですね、検閲というのは大きな意味で例えという意味もあるとは思いますが、それともう一つ、やっぱり今回画像とか紙面とか見てお仕着せ、要するに見ていいものは決まっている、そういうことは国民は期待してないと思うんです。出来る限りありのまま姿を取材させてもらう、そういうためにどういう努力をするのかってことが、高度な透明化ということじゃないかと思うんです、園田さん。そういう点では完璧これからやられたとしても、我々の入れないマスメディアがやるとしてもやっぱり限られたものしか出来ない、この辺は問題があるのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

A：（園田政務官）どういふかたちがですね、より国民の皆さま方に見ていただ

けるのかということをおもひは検討をさせていただきました。ご案内のとおりですね、事前にこの部分とこの部分の映しては駄目ですよということを規制するというのと、それから後でチェックをさせていただいてですね、この部分だけは法規制によって公開で出来ませんよということをチェックをするのと、どちらがより多く国民の目に触れることが出来るのかといった場合に、私は後からだと思えます。つまり物理的にですね、例えばずっと映しましたと、たまたま角度によってその部分が映っていないというところと、それからそこが映りそうなところの手前でここは撮らないでくださいねというふうに言うのとでは、前者の方がより多く国民の皆さま方に触れるのではないかなというふうに私どもは考えましたので、だからこそまずは全部皆さま方が撮っていただく所を映していただきましょう、後でこの部分はちょっと映ってしまったよということ、この部分だけは削除をお願いしますというふうにした方が、より多くの映像が流れるのではないかなというふうに考えた、その辺のちょっとやり取りがですね、きちんと記者の皆さま方と情報共有が出来ていなかったなということは私も反省をすべき点ではないかなというふうに思えます。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

それではご質問ある方。それではそちらの方と後そちらの男性の方、二人続けてお願いします。前から3番目の方です。どうぞ。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。20キロ圏内の取材に関して、園田さんにお伺いします。以前、原発所内と今回この間Jヴィレッジの取材とそれとは別で30キロ20キロ圏の切り分けてお願いしますということをお伝えしたけれども、その後進展はいかがでしょうかというのが1点です。

二つ目は保安院の森山さんに、今回のマスコミに公開された原発所内の取材に関して、保安院としてどのように関与してこういう決定になったのかという流れが分かれば教えていただきたいと思えます。

もう1点、東電の松本さんをお願いします。今回のような原発所内取材が行われましたけども、マスメディア以外でフリーランスとか週刊誌とかそういったところに向けて同様の形では取材を行えないのかということをお聞きしたいです。以上、3点です。

A：（園田政務官）20 キロ圏内の取材についてはですね、先般も申し上げておりましたけれども、現地の対策本部とそしてまた公安委員会が判断をするところでございます。特別警戒というかたちでですね、20 キロ圏内については、言わば許可された方、すなわち20 キロ圏内にお住まいの方と公益を有する者、すなわち自治体の方々が立ち入りを許されているという状況でございます。そういった面ではそれ以外の方々に対しましてはですね、現在においても取材も含めてですね、そういったことは判断としてはまだ難しいということになっています。だけれどもでございますけれども、中には公益立ち入りで同行するという形で一部の方々は取材が許可されているという事例はあったようでございます。そういった面では全くもってですね、先ほどの議論でもありましたけれども、全くもって全ての取材が禁止されているかというところと決してそうではないということはこの場で申し上げておきたいと思っております。公益立ち入りというかたちで認められた場合のみ入ることが許されているということだけのご理解をいただきたいと。したがって、その公益立ち入りで別にフリーランスだからとかですね、それ以外の方々だからというふうなかたちで、言わば拒否している形ではないということでございます。

Q：この点に関して、公益立ち入りの取材許可されているということでしたし、一時立ち入りもされているということで、今回原発所内とかJヴィレッジの方は取材が許可されて、危険度としてはやはり原発所内とかの方が危険度とかは高いと思うんですけども、いまだに取材目的であっても、30 キロ圏から20 キロ圏の間の警戒区域に対して取材が行えない具体的な理由というものがあれば教えていただきたいと思っております。

A：（園田政務官）言わば当事者の方々のみだけに許されていると、これが基本になりますので。取材という点においてはですね、一義的な当事者ではないという判断に基づいて、言わば許可されていないというふうにご理解をしていただきたいと思っております。その一時立ち入りに付随するようなかたちであれば、公益という観点で許可が出るということでございますので、したがって、まず当事者ではないというのが第一の理由になってまいります。

Q：取材活動は公益にあたらぬということでしょうか。

A：（園田政務官）いえ、そういうことではございません。当然取材活動が公益といっても、当事者に付随するかたちで公益というふうには認められていますので、取材が認められていないということではないんです。

Q：園田さんのご自身のお考えとして、取材活動はこういった公益にあたらな
いかどうかということをお聞きしたいです。

A：（園田政務官）この場合の公益という点においてはですね、自治体の職員も
含めてその住民の皆さま方の安全あるいは生活を司るという点において公益
というふうに判断をされております。したがって、取材というものが、公益
か、この場合の公益という考え方に当てはまるかという、当てはまらない
というふうに思います。したがってその付随する方が、あるいは当事者の方
が許可をしたつまり取材と一緒に来てくださいますということであるならば、そ
れは当然ながら公益の中に含まれるということでございます。取材そのもの
が、公益の中に入っているかと言うと、そうではないということだけはご理
解いただければと思います。

Q：今後、いろいろな除染など進んでいく中で、こういった取材が許可される
には、どういうふうな形になれば許可されるのでしょうか。

A：（園田政務官）そうですね、どうでしょうね。ちょっと、私も今、除染の関
係で、どういう形で取材が認められるというのは、持ち帰って見ないと分か
らないところもございます。したがって、今までの事例だけで申し上げると、
住民の皆さまの一時立ち入りというのが、この許可要件にまず入ってまいり
ますので、それを中心に考えてまいりました。ご指摘のように今後、除染と
いう点においては、国が責任をもって行うというかたちになりますので、そ
の部分の中における取材という部分は、少し考えが出てくるかもしれません。

Q：理由としては、すみません確認なのですが、あくまでも危険性の問題で入
れないということですかね。あの、つまり放射性物質があつて、その放射線
の影響があるので、その取材というものが受け付けられていないという、そ
ういう意味の危険なのですか。

A：（園田政務官）どちらかという、情勢で申し上げますと、治安上の問題であ
るというふうにお考えをいただければと思います。

Q：了解です。

A：（保安院）保安院でございますけれども、今回の取材に関しまして保安院が

どう関与したかという点でございますけども、保安院は核物質防護上の観点からの確認だけやっております。すなわち、東京電力でここは撮影を控えていただきたいとおっしゃっている所は、はたして核物質防護上必要性があるかどうかという観点からの確認を行いました。以上でございます。

Q：具体的に言って、東電はここは写してはいけないといった所を保安院が、いや写していいはずだと言ったような点とかは何点かありましたか。

A：（保安院）基本的には、東京電力にもその分野の専門の方がおられますので、それほど食い違いがあったとは聞いておりません。

Q：一点もなかったか、というか具体的にあったかなかったかは、東電が言ったとおりに基本的に決まったということか、食い違った点が一箇所もなかったのか、細かいところにおいて分からないですか。

A：（保安院）核物質防護上の情報につきましては、法令等にも定められていますので、そこはかなり明らかな部分もございますので、私は特に何か食い違いがあったとは聞いておりません。

Q：そういった判断をしたのは、保安院の中では、現地にいる方なのか、今回また特別に行った方なのかというのは。

A：（保安院）まず、保安院で確認をした上で保安院の担当の者も同行致しました。

Q：今原発の事故収束に関して入っている保安院の方でなくて、また別に入っている方ですか。

A：（保安院）原則、保安検査官は核物質防護の担当では必ずしもございませんので、それは保安院のその分野の担当者が同行したというところでございます。

Q：今回こういった取材を受け入れるのに関して、保安院はどういったかたちで参加したのですか。議論としては。

A：（保安院）今回の取材に関しましては、先ほどからご説明があるように、細野大臣の同行取材ですので、それ自体は保安院としては、関与は特段してお

りませんが、核物質防護上の観点から確認をしたということでございます。

Q：了解です。ありがとうございます。

A：（東電）東京電力でございますが、今回の現場取材に関しましては、細野大臣と園田政務官によります事故収束に向けたロードマップのステップ 2 の実施状況を確認するということに対しまして、同行取材という形で受け入れをさせていただいたものでございます。したがって、依然として原子力発電所の内部につきましては線量の高い場所もございまして、また様々な作業が平行して進んでいる状況でございますので、そういう意味ではまだ現場を公開に関しましては、強いご希望があることは承知いたしておりますが、まだ実現できていないという状況でございます。引き続き現場の状況を踏まえて、国とも相談をさせていただきながら検討していきたいと考えております。

Q：今回の取材で、例えば、作業が遅れたり、作業内容が変わったりとか、そういう点はあったのでしょうか。

A：（東電）今回は 11 月 1 日にお話があった以降、現場の作業状況も勘案しながら見学ルートに関しましては考えさせていただいております。

Q：今回のように細野大臣の同行取材という形で、例えば、今回マスメディアが入ったので、次はフリーとかそういった方が、同じような人数、同じような形で入れる場合は、東電はそういった対応は可能かということはどうでしょうか。

A：（東電）はい、今回は細野大臣並びに園田政務官の同行取材という形で実現したものでございますが、いわゆるフリーランスの方々他一般の新聞、テレビ等に関しましても、依然として現場の公開は厳しいというふうに、私どもは考えております。

Q：そうではなくて、細野大臣がまた次の機会に現場に入られる時に、細野大臣が今回はフリーランスを入れたいと申し出があった場合に、そういった対応可能かということですか。

A：（東電）はい、そちらは内閣官房の方で判断されることというふうに考えて

おります。

Q：いや、東電としてはそれが可能かどうかです。

A：（東電）はい、内閣官房の方でそういったご指示があれば、考えさせていただければと思っております。

Q：細野大臣の同行取材で今回入られた場合と、普通の、それ以外の時に入ることを今検討されているとおっしゃいましたけど、その違いというのはどこが違うのですか。

A：（東電）今回はあくまで大臣と園田政務官の同行取材という形でございましたので、そういったかたがたが現場に入られるということから内閣府の方で、ご判断されたというふうに考えております。まだ私ども単独での現場公開に関しましては、発電所の線量の問題もございますし、その他プロジェクトの進行もございますので、なかなかその調整が難しいというふうに考えております。

Q：同行取材だと線量が下がったりはしないですね。

A：（東電）はい、そうです。

Q：何が違うのですか。

A：（東電）同行取材という意味では、国の方からルート、それからご覧になるコース等に関しましても、少しご相談を受けておりますので、私どもの方から、いわゆる、一時立ち入りで入る場合の手続き等についてご説明させていただきましたが、その他様々な現場取材という要望に答える上ではどういった形がよいのかについてはまだ検討する余地があるというふうに思っております。

Q：危険度としては余り変わらないですか。つまり、同じバスで入るとか、同じように防護服を着てもらおうとかそういうことをすれば、危険度は変わらないと思うのですが。その点に関しましてはどうですか。

A：（東電）はい、バスでルート上を回るということであれば、線量の問題は同

程度というふうに考えておりますが、やはり日々現場の状況は変わりますので、線量の事前の確認ですとか作業の調整といったことは毎日検討する必要があるかと思っております。

Q：つまり、取材のためにさく労力を勘案してということですか。

A：（東電）はい、取材の皆さまが通る場合には、事前の線量等の確認がございましたので、私どもとしてはそれなりの準備が必要というふうに考えております。

Q：今の件で、全体として東電が今受けられないという理由、取材を受けられないという理由が一番大きいものは何ですか。

A：（東電）はい、現場の線量がまだ高いことと、様々な作業が平行して進んでおりますので、現場の作業調整というのが必要になろうというふうに思っております。2点でございます。

Q：分かりました。

○司会

それでは、先ほど、ですね、はいはい

○テレビ朝日 松井

Q：テレビ朝日の松井と申します。おとといの敷地内の取材に、私、入りました。1点その場で確認することができなく、気になるので質問させてください。敷地内の取材はバス2台に別れましてテレビクルーのバスと、新聞記者が乗ったバスの2台で動いたのですが、東電の松本さんに聞いています。申し訳ありません。バス2台に分かれたんですが、テレビが乗ったバスのいわゆる瞬間の空間線量の最大値はバスの中では拡声器で言われたのは $300\mu\text{Sv/h}$ 、これが一連の中で言われた一番大きな値でした。私ICレコーダーでずっと録音しながらやっていますので、それは間違いないと思うんですね。一方新聞の方々は $1,000\mu\text{Sv}$ でした。3倍でした。車が違うのでそれは分かるんですが、昨日各社の新聞を読ませていただいたら、新聞各社が $1,000\mu\text{Sv}$ を記録したのは、3号機の前なんですね。4号機の前で800、3号機の前で1,000なんです。我々は実は3と4の前では発表がなかったんです。それで、2号機の前に来て初めて300と言われました。もともと3号機の前が高いと言われていた

んですが、その時は発表がなくてですね、2号機の前で初めて300と言われたもので、我々テレビは一斉に300というふうにそれぞれ記者も実況なりをしまして。その日以降のテレビ報道は一連のものは全て300でしたと発表しています。要は何が言いたかったかと言うと、テレビが乗っていたバスの3号機と4号機の前ではそれ程の数字がなかったということだったらいいんですね。その前は150でしたから。150の次に初めて出た数が300でしたから。それだったら分かるんですが、その辺りの記録がそれを見る人が乗っていたわけですからあると思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

A：(東電) はい、あの非常に申し訳ない事態になったというふうに考えております。事前のご案内のとおり一昨日通ったコースで言いますと、海側の3号機のタービン建屋の海側のところは確かに線量が高い箇所がございますので、300ではなく1,000 μ ですとか、800といった値の方が私の実感としては正しいのではないかというふうに思っております。テレビのクルーが乗られたバスのどういった状況で線量の方を説明していたのかについてはちょっと確認させてください。当時3号機の前を通った辺りのときに実際何を見ていたのかについてはちょっと確認します。適切にお伝えできてないんだというふうに思いますのでちょっと確認します。

○司会

よろしいですか。ではご質問ある方。そちらの男性の方とそちらの男性の方。2人続けてお願いします。

○日本テレビ 岩田

Q：日本テレビの岩田ですけれども、東京電力の松本さんに2点伺いたします。廃炉に向けての作業員の確保の件なんですけれども、今後、廃炉作業までには30年以上かかると聞いていますけれども、積算線量の問題や高齢化によつての長期的に熟練の労働者、作業員や技術者などが不足してくると考えられると思うんですけれども、その辺りに対しての懸念や対策なんかは今のところどのようにお考えになられておられるのでしょうか。

2点目なんですけれども、現場の作業員から聞いた話なんですけれども、全面マスクでの作業、これはなかなかコミュニケーションが取りづらくて、それがミスの原因になっていると。そういうことが危険性にも繋がっているという声を聞いたんですけれども、このことについてどうお考えになられるか、また対策などはあるのかということをお聞かせください。

A：（東電）はい、まず作業員の確保でございますけれども、私ども現在まだ30年まで見越した作業員の確保のところまでは対策としてはできておりません。当面ここ1、2年の作業の状況を見ながらいわゆる線量との問題を勘案して確保できるように努めていきたいというふうに考えております。特にご質問の中にごございましたような専門技術者に関しましては比較的線量が高くなる傾向がございますので、その人たちの適切な管理ともう1つは技術移転といえますか、技術伝承といえますか、そういった持つてる技術を別の人に渡していくということが今後のスムーズに10年20年という形で仕事をする上では大事だというふうに思っております。それから全面マスクの件でございますが、こちらもご指摘のとおり全面マスクを付けた状態ではなかなかそれぞれの作業員間でのコミュニケーションが取り難いというのは事実でございます。したがって、いわゆるマスクを付ける前の事前の作業前点検ですとか打ち合わせの際に危険性の把握ですとか、こういった段取りで仕事を進めるかについては十分に段取りの確認等をして実際の作業に臨むというようなことで考えております、また実際にこれまでなんらかの危険があった場合、あるいは怪我をしたような場合ですと大きな声でとにかく運び出すというようなことをやっていただいているというふうに考えております。

Q：作業員の今後30年以上かかる廃炉に向けての確保の件なんですけれども、保安院の方はどのようにお考えになられているのか、まずそちらをお願いします。

A：（保安院）はい、廃炉に向けての人材の確保の件でございますけれども、先般、細野大臣、枝野大臣から東京電力と資源エネルギー庁と保安院に対して中長期のロードマップに関する指示がございました。この中には作業員についての処遇の向上を図りつつ十分確保して、中長期措置の実現を担保することといったご指示もございました。現在行政側といたしましてはこの辺りは資源エネルギー庁を中心に検討しておりますけれども、いずれにしましても処遇の向上を図りながら長期的な作業員の確保が大事だと考えております。

Q：もちろん30年以上というかなり大雑把な数字の出し方ということでなかなか人数とかその辺りが定まらないことがあると思うんですけれども、作業の安全の確保とかその辺りの東電から出してもらおうとか、その辺りのスケジュール間というんですかね。その辺りはお決めになられてますか。

A：（保安院）保安院でございますけれども、まずロードマップを作るようにと

いう指示が先般ございましたので、現在東京電力を中心にだと思えますけれども、このロードマップの作業が行われておりますので、この中でもある程度内容について示していくということになると理解しております。以上でございます。

Q：松本さんに。先ほどの全面マスクの件なんですけれども、どんどん寒くなってきているということでマスクが曇ってしまうという話を聞くんですけれども、もちろん現場ではマスクを外せなくて曇ってしまうということを聞くんですけれども、その辺りの対処方法というのはどのようにお考えですかね。

A：（東電）はい、防寒等のマスクの曇りの他、防寒対策については現在取りまとめ中でございますので、曇り止めを塗るのではないかとというふうに考えておりますけれども、今のところまだ具体的なところまで作っておりません。したがって、まとまり次第また皆さまにご説明させていただければというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。

○司会

ではそちらの男性の方。

○NPJ 日隅

Q：すいません、最初にマニュアルの件で確認なんですけれども、それぞれの省からご説明があったマニュアルの名称についてももう一回ゆっくりめに言っていたらいいですか。

A：（保安院）すいません保安院からでございますが、保安院が今回使いましたマニュアルなんですけれども、原子力防災業務マニュアルというのがございます。全部で7分冊ございます。そのうちの第1編で原子力施設における大規模自然災害時の対応、これが1つでございます。2つ目は第3編で原災法10条事象発生時の対応、繰り返しますと原災法10条事象発生時の対応（原子力事業所）、それから第4編で原災法15条事象発生時の対応、原災法15条事象発生時の対応（原子力事業所）でございます。それからオフサイトセンターの運営要領でございます。福島オフサイトセンター（福島県原子力災害対策センター）運営要領というものがございます。もう一度繰り返しますと福島オフサイトセンター（福島県原子力災害対策センター）運営要領、以上でございます。

A：(文科省) 文部科学省の方で作成をしたマニュアルですが、原子力事故・災害時対応マニュアルというものであります。文科省の方で平成 20 年 10 月付のちょっと作成か改訂か分かりませんが、それが最新のものです。

A：(原安委) はい、原子力安全委員会ですけれども、用いましたマニュアルの名称は、「原子力安全委員会・緊急技術助言組織等緊急時対応マニュアル」というものです。もう一度申し上げます。「原子力安全委員会・緊急技術助言組織等緊急時対応マニュアル」。最終改訂が、平成 20 年 5 月 13 日でございます。

Q：ありがとうございます。それを前提にですけれども、政府全体の物については照会中というような事を言われたんだと思うんですけれども。それはちょっと意味が分からなくて。今使っていないから照会してるって事なんでしょうかっていう事と関連して、それぞれ今先ほど言われたマニュアルについては公表されてるものがあるのかどうか、ですね。ないとするならば、それぞれ何か具体的な理由があるのかどうかってのをもう一回確認したいです。

それから、会計の問題について何ですけれども。どなたか、寺澤さんが前に聞いてたと思うんですが。参加の判断をするのに非常に時間がかかっている方がいらっしゃるという事だったんですけど。その方についてその後、どの様になったのかなっという事と。

それから最後は、それは保安院の事務局の方、若しくは園田さんという事になると思うんですが。それから最後は、3 目は先ほど現場取材の関係でちょっと、聞き漏らしたんですが 20 キロ圏内かなんかの取材についてその、取材ができない理由について、治安上の問題があるからというような事を言われたような気がしたんですが。そこらへん園田さんの回答何ですけど。治安上の問題ってのはよく解らないんですが。ジャーナリストが入ると治安に問題が出てくという。そういう主旨なんでしょうか。ちょっとわかんないので。以上の 3 点です。

A：(園田政務官) はい。政府のマニュアルについてでございますが、政府全体についてつまりここにありますのは、経済産業省の原子力安全・保安院、それから文部科学省、そして原子力安全委員会でございますので、災害対策マニュアルについてはですねそれぞれの省庁が、それぞれ作っているというふうに承知をいたしておりますので、そういった意味で他の省庁に照会をかせせていただいているという意味でございます。したがって、それ今私どもの責任でですね、各省庁に問い合わせをさせていただいて、それ全部今集め

ている状況でございます。

Q：その本部の方にそういうものがこうあって、本部の方でそういうマニュアルを見ながらですね、きちんとそのマニュアルとおりに行なわれてるかどうかみたいな事を確認する担当の方みたいな人いないんですか？ 事故対応がきちんと事前に決められたマニュアルとおりに行われてるかどうかを確認する担当の方みたいな人はいないんですか。そういう方がいればつまり、マニュアルがどういうモノがあるかってその人に聞けばすぐ分かると思うんですけど。

A：（園田政務官）各省庁によってですね、行うこと事になっているんですが先般、日隅さんのご指摘で原子力災害対策マニュアルっというのがあるというふうに仰っていただきましたけれども。それに基づいて各省が個別にやっているという事でございます。で、そういうチェックするという意味ではありませんけれども。その原子力災害対策マニュアル、すなわち内閣の中枢にある訳でございますが。その危機管理関係省庁会議。もう一度申し上げますと、原子力災害危機管理関係省庁会議。ここで、言わば安全危機管理室っというんですかね。そこがこれを書簡をしているというふうに承知をいたしております。そこで作ったマニュアルに従って、各省がそのマニュアルに従ってそれぞれ対策マニュアルを作っているという事でございます。

Q：つまり現にもうマニュアルを使って動いてる訳ですから、動いてるマニュアルってのはもう別に照会なんかかけなくてもすぐに解るんじゃないかなって、そういう単純な疑問なんですけど。つまり、その本部の方でそういう物は一冊ずつあるんじゃないんですか。そういう物は無いんですか。本部には。原災本部の方には。

A：（園田政務官）ちょっとすみません。私もそれは確認をいたしておりませんので、再度確認をさせていただきます。

Q：はい。

A：（保安院）保安院でございますけども。保安院のマニュアルは公開しているかどうかという事でございますけども。これは内部文書という扱いでございます。現在公開をしております。以上でございます。

A：（文科省）文部科学省も同様でございます。現在のところ公開しております。

せん。

A：（原安委）はい、原子力安全委員会ですけども、原子力安全委員会では、原則年に1回ですけども、緊急技術助言組織の委員に集まってもらって、いろいろ周知する会議を開いておりまして、21年9月11日に開きましたそのような会議におきましては、先ほど申し上げました平成20年、前の年の改訂のポイントを説明するために概要版というものをお出ししてまして、会議の資料などは全て原子力安全委員会は公開することにしておりますので、概要というものがホームページで公開されております。実際に使うものにつきましては、中の職員・委員、それから緊急技術助言組織の委員、言わば限られたメンバーが、使う物でございますので、現物その物は公開はいたしてないという状況でございます。

A：（園田政務官）はい。ちょっと私はもう一点だけ補足させていただきます。先ほど安全危機管理というふうに申し上げましたけれども。これは内閣官房の副長官補の所でございます。安全保障危機管理担当でございます。先ほど申し上げた原子力災害対策マニュアルを書簡をしているのが、安全保障危機管理担当でございます。それから後、先ほど私にご質問がありました会見の在り方の中で、今申し込みを頂いておりまして、現にお二人についてはまだ申し込みがいただいてからですね、判断をいたしておりません。そのお二人の内お一人はですね、書類がまだ不完全でございましたのでそれについて取り揃えていただける様をお願いをして、まだその回答を私どもがお待ちをしているという状況でございます。それから、もう一人の方につきましてはその方については判断を今、確認をしている最中であるという事でございます。それから後、現場の取材については先ほど小嶋さんだったでしょうかね。私がお答えをさせていただきました20キロ圏内の取材に関しましては、治安上の理由が一番多い物であるというふうにお答えを申し上げました。それはすなわち、20キロ圏内に立ち入る事が出来るのは個人、その住民の皆さん方の個人本人でございます。それから、それに付随する自治体の方々がまずその広域上の理由として、それを許可いたしております。それ以外の方々については、原則許可はいたしておりません。原則許可をいたしておりません。その原則許可をしていないと申し上げるのは、当然ながらその20キロ圏内については原子力災害対策法によって、今立ち入る事は許されないという事をさせていただいているところでございます。まず基本的には安全上の問題、それから後はそれ以外の方々についてはむやみやたらに入られると、私どもとしては困るという事で治安上の理由に基づいて、それ以外の方々も入る事は許

されておりません。そしてそれが、一部解除、すなわち、例外的に認められる場合は公益上の理由をもって、その方々がその住民のあるいは自治体の方々に付随する形で入る事は、それは例外的に認められる事があるという事でございます。

Q：会見の方は一人は書類が不完全で、一人は判断をしてるところというところ何ですが、この方ですか。なんか一ヶ月位かかっているというふうに寺澤さんが言われたのはこの方の事なんでしょうか。だとすると、なぜ1ヶ月もかかるんでしょうか。

A：（園田政務官）はい。その提出していただいた書類に基づいて今、判断をさせていただいていると、検討をさせていただいているという事でございます。

Q：ですから、1ヶ月以上かかっているのは間違えないんですか。

A：（園田政務官）1ヶ月も経っていないですかね。ちょっと確認をさせて下さい。

Q：じゃあ確認してください。それと理由とそんなにかかる理由というのが分からないので理由を教えてくださいと思うんですが、それとすいませんそうするとジャーナリストが現場に入って何か盗みでもするとそういうことですか。治安上の問題だというのは。それは災害対策法上にその治安上の問題だということはその拒否できるみたいなことはあるんですか。法的な根拠というのはそういうものなんですか。

A：（園田政務官）私もきちっと確認をいたさないとそのことについてのお答えはひょっとしたらまずいのかもかもしれません。したがって今現状において立ち入りが許されている方はその住民の皆さま方と、それを司る自治体の方々であると。これが原則であるということだけ申し上げておきます。

Q：なのでちょっとやっぱ調べていただきたいですし、かつその公益個人が中に入ってそれで自分のものを確認したりすることの公益というのは、それはむしろ私益であってそれぞれの個人の利益であって公益というのはむしろメディアが入ってどういう状況かということを中心に伝えるということの方が公益性が高いんじゃないかなと思うんですけど、それも併せてちょっとご回答をいただきたいと思います。先ほどの法的な根拠と併せてご回答いた

だきたいと思います。

A：(園田政務官) はい。一応調べておきます。ただ日隅さん申し訳ございませ
んがこの場合の公益というますものは、すなわち自治体が行っている活動。
すなわちその住民の公共性というものを司っているかどうかという点で
ございませので皆さま方が一般的に報道することの公益とは意味合いがひょっ
としたら違うのではないかと私は考えております。

○司会

よろしいですか。はい。それでは他にご質問ある方。じゃあその前の後ろ
の男性の方先に手を上げたので、その前に女性の方それとそちらの今手を上げ
ている方。三人続けてお願いします。

○NHK 石川

Q：NHKの石川といいます。文部科学省の伊藤さんにお聞きしたいんですけれど
も、航空機モニタリングにつきまして自然のもとにあるバックグラウンドを
除いてスペクトル等で除いて、長野、岐阜等は元々自然にあるものだという
ことではございましたので、ちょっとそれに関連してお聞きしたいんですが確
か3月の半ば頃からアメリカのエネルギー省が航空機モニタリングを続けて
おりました。あれも最新の機材でございませから当然そういうスペクトルは
わかるわけで、しかもデータは全て残っているはずだと思いますけれども私
が聞きたいのはそうしますと文部科学省としては初期の3月時点でのヨウ素
の度合いをそういうものを利用して、既にお調べになっているのかどうかと
いうこと。あるいはお調べになってないとしたらどうして調べてないのか。
つまりアメリカのエネルギー省に資料の提供を受けてそれをスペクトル分析
すれば出てくると前も聞いたかもしれないですけども、教えていただければ
と思います。それから同じ伊藤さんにモニタリングについてなんですけども
だんだん放射性物質の移行といいますか移動がいろいろと始まってきてい
ると。例えば土壌の細かな粒子が水で流れて移行するとかですね、あるいは有
機物が流れて移行すると。あるいは今後雪が降って雪解け水というようなも
のも予想されると。あるいは東北大学の調査で警戒区域内の牛の体内から
様々な物質が検出されたと、そういう生物濃縮というものもありうると。そ
ういうことを総合的に今後モニタリングしていかなきゃいけないと思いま
すが、特に海の方の調査がどうも不十分ではないかと。文科省の方が直接関
わって調査してないように思います。そこでお聞きしたいんですけど、文科
省の傘下といいますか国立大学には海洋大学を始めあるいは東京大学の海洋研

究所、北海道大学もあると思うんですけどもあるいは東北大学。そういうところの優れた海洋調査船を利用して海の微生物、プランクトンとかですね。あるいはその他土壌であるとかもっと詳しく総合的に調査するお考え、文科省が主導モニタリングはやっぱり学問ですから文科省が主導にすべきだと思いますけども、そのようなお考えはないのかどうかお聞かせください。

A：（文科省）文部科学省でございます。まず航空機モニタリングについて文部科学省の方で一つアメリカの DOE と一緒に福島県内を共同で調査したのはございますけれども 3 月以降のアメリカだけで取ったデータというのは私ども入手していないのではないかというふうに思います。それからスペクトル測定器のスペクトルからヨウ素が検出、検出といいたまうか確認が出来るかどうかあるいは当時のデータが残っているかどうかについては申し訳ありません少し確認させていただければというふうに思います。それから生態系全体での放射性物質の移行でありますとか、海の海域における更なる底層の生物を含めた調査ですけども、現在のいわゆる土壌マップ、土壌での放射性物質の濃度マップでございますとかあるいは森林における移行の調査というのは特別なお金、予算を手当てして実施しているものでありまして関係の専門家による検討会を作っておりますので陸域における今後の放射性物質の移行については引き続きそういう専門家の検討の場でご意見をいただきながら必要な予算を確保した上で調査をしていくことになろうかと思っております。それから海の方でありますけれどもこれは政府全体のモニタリング総合計画に基づきまして、現在までのところ海水あるいは海底土における放射性物質の濃度を測っております。一部海産物については水産庁さん、あるいは先日解除された 20km30km 圏内における海域における海産物についても水産庁の方で調査を行うと聞いていますが広く微生物を含めた海洋環境全体におけるそういう環境指標生物のような調査についてはまだ現在着手していないところであります。今後については現時点では計画を持ち合わせてはおらないところでありますけれども、また総合計画の見直しの中でどういう役割分担で行っていくかについては考えていきたいと思っております。

Q：調査についてなんですけれども先日ちょっとロシアの方に行きましてロシアの調査船が 4 月 5 月と日本周辺を調査したと、あるいは他にアメリカとか中国とかも調査してるということなんですけどもロシアの場合ですと海洋の微生物、魚、土、水はもちろんと日本周辺のもちろん調査をかなり詳細に行っているということを知りました。したがって日本にもこの伝統ある優れた海洋の研究所はたくさんあって、海洋調査船も世界でもっとも数多く持

ってるんじゃないかと思いますので是非そういうのを利用して詳細な調査を行っていただきたいというのが要望でございますけれども、ついでにちなみに後で結構ですが文部省傘下の国立大学等の研究所で持っている海洋調査船というのはいくつあって今回の海洋の調査にそれをこれまでどのように活用しているのか後で結構ですので分かりましたらお願いいたします。それから3月の確か私の記憶が正しければ、DOE エネルギー省は3月の17日から調査を行っているはずでございますので、是非ともそれについてもデータをアメリカ政府に公式に要請をしてそのスペクトルを分析すれば、今までヨウ素が当初どの位含まれていたのかというのは不明確なところがあるように聞いておりますので、是非とも住民の被ばく線量の算定にも役立つと思いますので、それについても文科省の方でアメリカ政府に対してですね、公式に要請して日本の研究者によって分析していただきたいと、これも要望でございます。

A：(文科省) 要望の点踏まえて確認させていただければと思います。

○司会

それでは前の女性の方。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりで。よろしく願いいたします。まず安全委員会の加藤さんによろしく願いいたします。先ほどセディメント、海底土のことを冒頭でお話されたんですけども、私も東京大学の先生に伺いましたところ、海水の汚染よりセディメントの汚染の方がより深刻だとお聞きしました。で、この表に66ページではないですね、すみません。茨城県沖のセディメントのBq数と30キロ圏内のBq数を比べましたところ、茨城県沖のセディメントの方が、29ページです。失礼いたしました。先ほど安全委員会4号資料の29ページです。恐らく県境、茨城の福島県境は620Bq/キロ、520Bq/キロ等、かなり高い汚染をされているのですが、一方30キロ圏内の資料はそこまでの汚染がされておられません。それは安全委員会としてこの海底土の汚染についてどういう評価をされているのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

後、前回の質問の回収を。東京電力の松本さんに。汚染物の持ち出し基準レベルがマックス2万CPMにいきましたが、現在1万3,000CPMということで、どのような日付でどのような段階を踏んでそのCPMが下がっていったかを前回聞きましたので、その回答をよろしく願いいたします。

もう一点。保安院が福島第二原発に今週、若しくは来週に視察に入ると経

産省、そして作業員の方から伺ったのですが、それは同行取材等はできるんでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

A：(原安委) はい、原子力安全委員会ですけれども、まずこの海底土における放射能濃度の値から何が言えるかということについては、単に地点と値だけではなくて、重要な情報として海の底の質がどんなものか、かなり粗い砂みたいなものなのか、あるいは非常に細かいシルドのようなものなのか、それによってもセシウムの着き方が違いますから、そういう情報がない状況では、なかなかどうだということはいづらいいんですけれども。確かにおっしゃるとおり、単位重量あたりのBq数にすると陸上よりも距離は離れているのに濃いところがあります。それについては安全委員会の中のこの分野の専門家による一般的な説明としては、沿岸の流れというのは拡散する度合いが非常に低い、外に向かって流れていくのに比べてですね、広がりづらいということが一つあるのと、あと、事故が起きた頃はまだ海の上の空気は非常に冷たい状態でしたから、最初表面で出た水がだんだん深いほうに潜り込んでいくという動きがあったんじゃないかと、そういうのが重なって、沿岸でかなり離れてても海の底で濃い地点ができてきてるんじゃないかという推測はされております。

Q：分かりました。ありがとうございます。このかなり高い汚染土がある18のポイント、19のポイントは、恐らく茨城県の沖ではないかと思うんですけれども、この辺りの詳細な調査、そして海底土、セディメントが汚染されておりますとその辺りの貝や海草やヒラメ、カレイ等、海底に生息する魚等にかなり影響があると思われるんですけれども、海底土の調査、そして水産業との関わりとかはこれからどのようなプランになっているんでしょうか。

A：(原安委) はい、プランについてはこれは文科省の方で総合的なモニタリング計画をお作りになるわけですけれども、原子力安全委員会の方として申し上げますのは、まずこの海の底の汚染状況は、全体像がどうなっているか、できるだけきちっとおさえていただきたいということと。あと、やはり、特に海の底に住んでいる生物については、実際の放射性物質をどれ位取り込んでいるかというモニタリングやるのであれば、やはり海の底の海底土中の放射性物質が濃いところのところで優先度をおいてやっていただきたいと思います。あと、さっき石川解説委員からの質問にもありましたけれども、海の生物についてのモニタリングですけれども、食物連鎖を通じてだんだん大型の魚に影響が移ってきますから、それでチェルノブイリの事故の時です

と日本近海に降った放射性物質による海洋生物中の放射性物質の高まりって
いうのが、非常に大きな魚では 1 年位かかって出てくるわけですね。プラン
クトンから、エビとか、小さい魚から順に上がってくるわけなんで。したが
いまして、そういった海産生物のモニタリングをやる場合には、そういった
過去の知見も十分生かして、十分タイムリーな計画を組んでやっていただき
たいというふうに考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけども、福島第二の件でございますが、視察
ではございません。これは原災法に基づく報告徴収をまず行っております。
これは福島第二原子力発電所の応急対応といえますか、緊急事態応急対策、
すなわち設備の復旧等が大分完了に近づきつつあるということで、東京電力
に対してその状況についての報告徴収をまず命じました。その報告が先週金
曜日 11 日にございましたので、保安院としてその内容について確認するた
めに本日から立入検査を行っております。したがってその立ち入り検査でご
いまして特に同行取材等は予定しておりません。以上でございます。

Q：ありがとうございます。その立ち入り検査の発表結果等はいつくらいに教
えていただけるのでしょうか。

A：（保安院）はい。保安院でございますけれど。報告徴収はまずとっており
ますので、報告をいただいておりますので、その報告内容の評価の一環として
立入検査を行っております。したがって、立入検査の中身といえますか、
立入検査も踏まえたその東京電力の報告の妥当性というかたちで、まだ時期
までは明確には申し上げられませんが、取りまとめてまた公表するこ
とになると考えております。以上でございます。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（東電）東京電力でございますが、Jヴィレッジから車両等を外に出す場合
のサーベイの基準ですけれども、初めの頃 3 月 23 日からサーベイを行って
おりますが、当時は 6,000CPM でのサーベイを開始いたしました。その後、他
の国の機関、それから自治体で実施中でありましたスクリーニングレベルが
10 万 CPM でございましたので、4 月 20 日から 10 万 CPM でのサーベイを行
っております。その後、全体の放射線のレベルが下がってききましたので、現地

対策本部の方からスクリーンレベルを1万3,000CPMに変更するという通知がございまして、9月16日から1万3,000CPMに変更をいたしております。

Q：分かりました。ありがとうございます。先ほどの質疑のDOEに関する質疑の関連なんですけれども、文科省の伊藤審議官によろしくお願いいたします。アメリカエネルギー省DOEで3月17日から1,000か所以上のモニタリングと、週何十時間もの航空モニタリングを行っておりますが、そのデータはホームページ上にある程度公開されており、そして人道上の理由からアメリカ大統領は、この情報はいかなる団体にも公開すると明記されておりますが、まだ日本国政府、そして文科省の方ではこのモニタリングデータを手に入れているということでしょうか。放医研の方で福島県民の行動表による問診票の住民線量評価ソフトが既に政策されておりますが、それは、このデータなど一切活用していないということになるのでしょうか。

A：（文科省）文部科学省です。DOEの方で取られたデータについて、政府の中でどのような形に現在なっているかについて先ほどの質問と併せて確認させていただければと思います。なおDOEの方では、独自にホームページで測定結果について掲載をしていたかというふうに思います。それから放射線医学総合研究所の方で、被ばく線量の推定をするプログラムの話は、航空機モニタリングのデータの話とは全く別物だというふうに思います。

Q：そのデータは、外部被ばくを考慮するデータなんですけれども、初期のデータが3月11日から13日まではSPEEDIしか用いていないということですので、DOEのデータは3月17日以降ですが、データは量があればある程正確な評価が出やすいとおっしゃっておられたのですが、このデータは入手して活用はまだされていないという認識でいいのでしょうか。

A：（文科省）繰り返しになりますけれども、アメリカとの関係のデータの件については、少し確認させた上でお答えしたいと思います。

○NPJと吉本興業 おしどり
分かりました。よろしく申し上げます。

○司会
それでは。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。まず一つ目が、東京電力の松本さんに。先日の中期的安全確保の中の汚染水の項目の中に、核種分析があるんですが、これは9月20日に採取した全ベータに関して、淡水化の処理の前で10の5乗が出ていて、淡水化装置の、淡水化の後に10の2乗になっているんですが、これは要するに当初予定したように、セシウムの吸着塔であるとかいう部分でベータがとれずに、その後に流れ込んでいるという認識でよろしいでしょうか。というのと、それから同じく松本さんに。先ほど持ち出しのカウントで、当初6,000というお話だったんですが、これは6,000にした理由をご説明いただければと思います。

それから文科省の伊藤さんに。この海洋調査なんですけど、これは以前にもお伺いしてることなんですけど夏以降も、4月からずっと文科省の方に聞いているのですが、これはいつまで近隣の海域に関して20キロ圏内、東京電力にやらせるつもりなんですか。国の方できちんと先ほどのお話もありましたけれども、詳細な調査というの、これはもうしないということなんですか。ちょっとそこら辺の理由が全く分からないのですが。水産庁の関係は、基本的には水産庁は食べるものに関してやるということなんで、それ以外の実際の状況というの、これは文科省の担当ではないかと思うんですけども。先ほど、知見を生かしてというお話、安全委員会の方からありましたが、今回のような場合は知見を生かすのも当然ですけども、こういった近場という国内でこういった事故が起きた以上は知見は新しく作っていくべきではないかという印象もあるんですが、その辺いかがお考えでしょうか。周辺海域の調査に関していかがお考えでしょうか。以上お願いします。

A：（東電）はい、東京電力からお答えさせていただきますが、セシウム吸着塔ではベータの核種は取りきれれておりませんので処理水の方に含まれているものと考えております。それから持ち出しのレベルでございますが、こちらは当時のバックグラウンドから勘案して6,000CPMというふうに判断しておりますが、当時どれくらいだったかについてはちょっと確認させていただきます。

Q：最初にすいません、持ち出しなんですけど、この6,000というのは、通常、先日もちょっとお伺いしたんですけども、管理区域から何か物を持ち出す時というのはそのくらいになるんでしょうか、それとも通常はもっと低いものなんでしょうか。

A：（東電）通常はもっと低くなっております。今回のいわゆるCPMですけど

も、管理区域の持ち出し基準は4Bq/cm²ということになっておりますけれども、今、持ち出している1万3,000に関しましては、これ検出器によって多少違いますけれどもおおむね、大体、40Bq/cm²という状況になります。

Q：分かりました、ありがとうございます。ちょっとその関連で園田さんにお伺いしたいんですが、要するに通常の場合に比べると、仕方がないとはいえかなり高いものを持ち出していることになると思うんですね。1万3千で、今40ということは、単純にその10万CPM、もちろん機器、装置の検出器の具合で違うと思うんですけれども、数百Bqのものが持ちだされて、日本中にあちこちに行ってるわけで、自ら放射性物質をまいてるようなにも思えるんですが、その辺の政府の認識というのをお聞かせいただければと思うんですが。

A：（園田政務官）すみません、今、40Bqということでございますですね。

Q：はい、そうです。持ちだしの基準。

A：（園田政務官）したがって、ごめんなさい、さっき100数Bqというふうにおっしゃったんで、40Bqということでございます。

Q：ですから、今、1万3,000カウントで40Bqなので、以前の10万カウントであれば、当然何倍にもなるわけですね。3桁になると思うんですけれども、単純に考えて。そういうことではないんですかね。

A：（東電）そういうことですが、スクリーニングレベルに関しましては、当時の汚染の状況ですとか、実際に現場そのものが汚染されておりますので、実際に汚れとかどうかというのをきちんと把握する必要があるということで、スクリーニングレベルを設定してるという状況でございます。警戒区域の外に放射線物質の汚染拡大を防止するために当時は10万、現在1万3,000という形で設定しておりますけれども、こちらは当然放射性物質が今回大量に漏出したということもございまして、いわゆる管理区域、発電所の管理区域から持ち出すレベルとは、考え方としては異なっております。

Q：すみません、今、松本さんにお答えいただいたんであれなんですけれども、もう一度確認したいんですが、数字は東電で決めてるわけではないですね。東京電力が決めてるんですか。

A : (東電) これは現地対策本部から、1万3,000にするということで通知を受けております。

Q : 以前の10万も同じ。

A : (東電) はい、そうです。

Q : なので、ちょっと園田さんにお伺いしたいんですが、そういった高いレベルを続けるということは、汚染物質はアチコチに拡散することにつながると思うんですけども、これはいつ頃までそういったものを続けるのか。それから拡散に関しての認識というのは、政府はどういったように考えられているのか。

A : (園田政務官) すみません、ちょっと現地対策本部に確認をさせてください。そういう面では、より安全性というものを、私どもも考えておかなければいけないというふうに思いますので、確認の上お答えはさせていただきたいと思います。

Q : 分かりました。松本さんにもう一度。先ほどの全ベータなんですけれども、とりきれてなくて淡水化のところの前で5乗というのは、以前RO膜が2乗ぐらいのレベルで管理というお話があったと思うんですけども、問題ないのでしょうか。

A : (東電) タンクに保管してる限り問題ないものと考えております。

Q : RO膜のところには入っていないんですかね。

A : (東電) RO膜を通過した水が処理水になりますので、その中の分析結果でございます。

Q : RO膜の使う基準として、10の2乗というのがあったと思うんですけど。

A : (東電) それはガンマ核種でございまして、ベータは非常に弱い放射線源でございまして、膜自身には大きな影響はございません。

Q : そういったものを含めて、以前からベータ核種がどういったレベルになっ

ているのかということを知っていたんですけど、10の5乗というのは、これは元々聞いていたよりも随分多いように思うんですが。

A：（東電）いわゆるアレバの除染装置を使っておりませんので、凝集沈殿していないものが、現在処理水の中に含まれているというふうに考えております。

Q：当時から10の2乗レベルがガンマ核種だけという説明は、ちょっとなかったように思うんですけども、ベータ核種は、そうするといくらついていても大丈夫という認識なんですか。

A：（東電）いくらついててもというわけではございませんが、当然、装置に対する影響という意味では、ガンマ線の方が大きいものですから、ガンマ線のお話しをさせていただいております。ベータ線に関しましては、水中でも数センチも飛びませんので、そういう意味ではRO膜に関しましてはガンマ線で評価させていただきました。

Q：RO膜に関しては、今後メンテナンス等で、なにか影響みたいなものはあるんでしょうか。

A：（東電）今のところRO膜に関しましては、膜が詰まったというような事象もございませんので、今のところ交換する予定はございません。

Q：今後、詰まることって考えられないでしょうかね。

A：（東電）流していく際に不純物等が大量に漏出したという場合には詰まることがあるかと思えますけれども、現時点ではセシウム吸着塔でほとんど取りきれてるというふうに考えております。

Q：そのRO膜が、元々10の2乗までのレベルで管理であれば使えるというのは、これは膜の目詰まりという意味ではなかったんでしょうか。

A：（東電）いえ、違います。10の2乗Bq/cm³という形で放射能を制限していたのは、放射線によりまして膜が劣化することを防止することを目的としておりましたので、ガンマ線で考えております。

Q：今後このベータの量というのは、何か作業に影響というのは特にはない。

A：（東電）はい、直接水に触るような作業の場合には当然以前もベータ線の被ばくを起こしてしまいましたけれども、慎重に準備する必要がございますけれども、タンクに溜めている限りでは問題ないものと考えております。

Q：分かりました。1つだけ確認なんですけど、9月20日に採取したベータの結果なんですけれども、結果がまずわかったのはいつ頃かというのと、発表されたのがいつ頃かというのを教えてください。

A（東電）：ちょっとデータそのものは確認させていただきますが、この資料の中が最初ではないかと思えます。

Q：何度も質問がベータの分析結果に関しては質問が出ていたと思うんですが、なぜ11月9日までにずれこんでるのでしょうか。

A：（東電）ベータ核種に関しましては、測定そのものに時間がかかるということと、こちら日本分析センターさんの方をお願いしている関係で、いろんなサンプリングがございます。その関係で時間がかかったというふうに聞いております。

Q：分かりました。

A：（文科省）文部科学省でございます。海域モニタリングについてでございますが、10月20日に今後の海域モニタリングの進め方についてという資料を発表しております。その中で先ほど木野さんがおっしゃったみたいに30km圏内についてこれまで東京電力において、海水、海底土を測ってきていただいているんですが、そのうちの一部については分析値の確認のため文部科学省においても数点で海水、海底土の分析を実施するというふうに書かれてございます。1つは海水については今精度を上げて全面海域においては1Lあたり1Bqのオーダーでの測定が可能になっておりますけれども、更に文科省のほうで同じ試料について精度を上げた測定を行いたいというふうに考えております。それからまた海底土については、同じ試料について東電さんが採取された同じ試料について同一の方法で測って、東電さんの方での測定の信頼性を確認したいというふうに考えております。

Q：分かりました。測定の信頼性を確認したいのはあれなんですけど、全面的に

国の方でやるというのは当面はまだないということなんでしょうか。

A：（文科省）今年度内を念頭に置いた先ほど申し上げた 10 月 20 日の今後のモニタリングの進め方、これは文科省だけじゃなくて、水産庁、海上保安庁、気象庁、福島県、環境省、それから東京電力も入ってございますが、そういった関係機関において今後の進め方ということで、1 つは検出限界値を下げるという話と、それからもう 1 度海域の調整、それから一部については今申し上げたような信頼性の確認というような作業を行うということ今年度内に進めていこうというふうに協議し、それを発表したところであります。また状況の変化があれば柔軟に見直していきたいというふうに考えておりますけれども、現在のところの分担は今申し上げたとおりです。

Q：1 つだけ確認させていただきますが、日々状況が変わる中で事故から 1 年かけてモニタリングのやり方を整備していくというのは、時間的にモニタリングの方法として適切なものだというふうに文科省さんではお考えなんでしょうか。同じ質問を安全委員会の加藤さんにもお伺いしたいんですが。

A：（文科省）文部科学省です。海域モニタリングにつきましては、3 月から始めておりますけれども、5 月の段階で一度海域それから更に汚染が海洋にも広がっているということがありまして、非常に広域なエリアでのモニタリングをどうするかという意味での手法を行っております。更にその後 7 月の段階で、近海においてはいわゆる検出限界未満という ND が頻繁に見られるというようなこともありましたので、原子力安全委員会からの指摘を踏まえまして、その後関係機関で検出限界を下げるような努力をしつつ、また検出限界を下げますとサンプリング数に対して時間がかかりますので、全体の限られたリソースの中での最適な配分を行うために、海域あるいはサンプル数の見直しを行ったところであります。現在の計画は先ほど申し上げたみたいに今年度内というのをめどにしておりますけれども、また状況の変化がありましたら柔軟に見直していきたいというふうに思っております。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけども、海域に関するモニタリングについては事故直後から時間が経っている今の現状では、大事なことは海洋環境への放射性物質の広がりの状態、それから海洋環境の中での生物も含めて放射性物質の動きを抑えるということが大きな目的だと思います。そのために具体的にどんなサンプルをどこで採ってやっていったらいいのかという計画が必要ですけども、これはなかなか最初から 100 点満点のものというのは当然

作れないと思います。そういう目的に照らしてやってみてデータを解析しながら、やはりモニタリングに使えるリソースにも限界がありますから、その最適配分を考えて目標達成に向かってやっていく、そういう意味ではある間隔で計画を見直すというのはむしろやらしてもらわないといけないと思います。いつまでも最初作った計画にしがみついてやっていくよりは、出たデータを見てどうやればもっとより目的に沿った、目的を達成できるかということで常に見直してもらうことがむしろ大事だと思ってます。

Q：1点だけ加藤さんに。その見直しなんですけど、要するに最初から100点満点は当然難しいと思うんですが、事故から1年がかりというのはこれはそういうふうにかかるものなんでしょうかね、モニタリングの見直しというのは。

A：（原安委）先ほども申しあげましたけども、特に海洋生物も絡んだ移行となりますと、これは当然時間を経て物事が動いていく話ですから、逆に時間の経過とともにやり方が変わってくるところも当然出てきますし、当然やらないといけない局面もありますから、そこは文科省を始め、専門家の意見も聞いて、専門家の意見も十分取り入れて、十分意味のあるモニタリング計画を作ってやってもらいたいと思ってます。

Q：既に最初の状況と比較できないことに関してはいかがでしょうか。最後に1つだけ。

A：（原安委）すいません、最初の状況と比較できないってのはどういう意味でしょうか。

Q：要するに当初、今現在でもそうですけれども、近海の状況というのは全く調査がほとんど手付かずな状態、海底土はやってらっしゃいますけれども、そのほかに関してはほとんど手付かずな状態ですが、そういうことを考えると今後半年以内にいろいろ見直しして、今年度の末か来年度に始めていくのは非常に理解できるんですけれども、その時点では既に1年前の当初の状況の比較というのができないわけですね。

A：（原安委）そういう意味ですと海水中の濃度分布などは、やはりこれは時間とともに変化がある程度あるでしょうけど、一方海底土の放射性物質の海底土に沈着したものは減衰はありますけども、動きというのはそれほど大きく

はないんじゃないかというふうに考えられます。とにかく専門家の意見をよく聞いてそういうのはやっていただきたいと思ってます。

Q：分かりました。

○司会それではご質問のある方。まだ1度もご質問されてない方。じゃあ後ろの方。他にはまだご質問されてない方いらっしゃらないですか。じゃあ2回目になりますけども続けてお願いします。じゃあそちらの方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。園田さんにまず確認させてください。ゲルマニウム検査器等のご報告ありがとうございます。これは一覧表というのはあるのでしょうか。それをまず1つ確認させてください。それと統合対策室の会議に大臣が最後に参加されたのがいつかということですけども、これは分かりましたでしょうか。それともう1つ、園田さんご自身が原子力災害対策本部の方の会議に参加されることがあるのかどうか、以上3つよろしくお願いします。

A：（園田政務官）ゲルマニウム検査器の一覧表ですが、ちょっと私のところには文書でしかまだありませんので、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。それから後、全体会議に最後に大臣が出席した日、会見に。

Q：会議の方です。

A：（園田政務官）全体会議ですね。ちょっとすいません。これも確認をしておきます。それから原災本部のあれは閣僚でございますので、事務の一人として同席をさせていただいたことはあります。

Q：ありがとうございます。そうしましたら、まず測定器の方のリストですが、これは後日公表される、あるいは頂くことが出来るということでもいいのでしょうか。それから大臣の統合対策室の会議への出席に関連してなんですが、大臣に対して統合対策室内での状況報告というのを大臣に上げるのは園田さん役目になっているのでしょうか。それとも、保安院の方から直接大臣の方に回っているのか。この場合、細野大臣になるかと思うんですが、情報伝達のルートを確認させてください。それと、園田さんが原子力災害対策本部の方、事務方として参加されたことがあるということなんですが、これが最後

がいつかどうか。この3点よろしくお願いします。

A：(園田政務官) まず、ゲルマニウム検査器の件でございますが、どうかたちでお出し出来るのかどうか確認をさせていただきたいと思います。それから、大臣が統合対策室とおっしゃいました。全体会議ではなくて。

Q：統合対策室の会議、全体会議を含めてということでもいいんで。今の場合でしたら、全体会議ということで限定していただいて結構です。

A：(園田政務官) 全体会議ですね。全体会議に出席、あるいはその情報というものは私からご報告する時もありますけれども、通常はですね、大臣室の秘書官が常駐ではありませんけれども入っておりますので、そこから直接大臣の所にまず情報は上がっているというふうに思います。それから全体的な話で、全体会議の中のということではありませんけれども、何か事象的に大臣の判断を要するものというものは事務局である保安院から両大臣の所にはそれぞれ話が上がっているというふうに思います。上げ方というのは、それぞれの室によって違うものではないかなというふうに思います。それから、後すいません。最後のご質問は何でしたかね。

Q：原子力災害対策本部の方に事務方として参加されたことがあるということで、それが最後いつか日付の確認です。

A：(園田政務官) 先般行われた原子力災害対策本部が8月の、ちょっと確認をさせてください。これは閣僚会議でございますので、当然ホームページでもあると思いますけれども、一度確認をさせてください。確か、26か27だったと思います。

Q：分かりました。ちょっと補足でよろしくお願いします。大臣室の秘書官が常駐しているというのは統合対策室に常駐しているということでもいいのかどうか、まずそれが一つと。原子力災害対策本部、最後に開かれたのが8月下旬、結構前の話なんですけど本当にその日付でいいのかどうか確認させてください。よろしくお願いします。

A：(園田政務官) 常駐というかたちで申し上げましたが、担当が決まっておりますので、その者が代わりに全体会議に確認をしているということでございます。それからそうですね、原子力災害対策本部は大臣が集まっての物事を

決定する際でございますので、そう頻繁に開かれるものではありません。したがって、私の記憶でも大変恐縮でございますが、8月の下旬で間違いなかったかと思いますが、念のために確認はいたしておきます。

Q：はい、ありがとうございました。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋ですけど、園田さんに伺いたいんですけど。福島で除染に関するボランティアというのをですね、細野さん自らやられて、それは私は非常に素晴らしいことじゃないかと思っております。そこで伺いたいのは福島でのこれは人手不足だということですね、各市町村があれするのに人手不足でというふうにおっしゃっているんですけど。例えば石巻でもどこでもある程度予算が下りればですね、いい仕事ですから人はいくらでも集まる状況は実はあるんじゃないかと思うんですけどね。やっぱり福島というのは、今現状でこれから非常にどれくらい人手不足に陥っているのかですね。こちらで避難している人の多くは職を失っているわけなんですよ。だから、どうしてボランティアに今の時期になってそこまでね、志としてですよ、僕は東電の方や経産省の方がボランティアとしてやるのはいいことだと思うんですよ。それはまさに贖罪という意味ではね。だけど、本当は除染ということについては、しっかり経費を払ってやればいいと思うんですけど、その人手不足ということについては、どういう原因なのか。いわゆる二千何百億という予算が付くわけですけど、その執行の仕方、あるいはそれを民間にやらせる時の単価の付け方とか、いろいろ縛っているとですね、なかなか業者が集まらないと思うんですけど。僕はボランティアでやることは素晴らしいと思いますけど、やっぱりお金を払って迅速にやるっていうのが原則だと思うんですね。その部分で、ややお金の出し方というのが上手く行ってないんじゃないかと思うんですけど、どういうふうに関心を出していくか。それが1点ですね。

もう1点はですね、松本さんに伺いたいんですけど、最近都内でまかれたピラですけど、1日4時間実働27,000円、日給ですね。月給が80万円と、それで2ヶ月限定で男性で40から70歳に限るとそういう募集をしてまして、私ども取材をしましたら確かに募集をしているんですね。そういうその違法かどうか分かりませんが、原発の中の仕事自体は20キロ圏内のがれきの処分ということになっているんですけどね。そういう募集が実際に行われているんですけど、そういうことをご存知なのかと。私どもの調査では、東電の関連とまでなかなか限定できないんですけど、少なくともですね、その

周辺で作業する業者だというふうに一応確認を取ってはいるんですけどね。それで、要するに原発周辺のがれきの処分ですとか、遮水壁ですとかいろいろ仕事が増えていくわけですけどね。いわゆる原発作業員の経験者である人はもう既にかかなりの浴びてしまったというんですかね、なかなか出来ないようになって、そういう形で一般的にやはり誰かがそういうお仕事しないといけないんだと思いますけど、ビラをまくような形でですね、1日27,000円、40歳から70歳限定の男性のみというような募集というのがですね、それくらい原発周辺の人手不足ということになっているのかどうかですね、そういうご認識をお持ちなのかお伺いしたいんですけど。

A：（園田政務官）まず、除染のボランティアの件でございます。環境省で今ボランティアを募集していらっしゃるということでございますけれども、今国で行っていることは緊急時避難準備区域を中心にですけども、それに付随する線量の高い所をモデル事業として行わせていただいております。その状況で申し上げますとですね、当然業者にもお願いはさせていただいておりますし、その自治体にもお願いをさせていただいているところではございますけれども、そこにのみならずですね、それ以外の所でも、線量の低い地域においても除染というものが、地域によっては見込まれているところがございます。恐らく大臣はそういった直接的に業者がやる部分の所、あるいは自治体がやる部分、あるいは国がやる部分という所とは別の所にももっとも身近な所ですね、面的な除染を行う際に人員的な部分でご心配をされて、そういったことを皆さま方にもお訴えをしているものではないかなというふうに考えております。したがって、当然ながらこれからですね、本格的な除染に先般閣議決定されたところがございますけれども、さらに20キロ圏内と計画的避難区域の所もですね、国が直接的に行っていくこととなりますけれども、ここについては十分な予算を今二次補正と三次補正においても準備をさせていただいておりますので、そういった面ではそれに損傷なく作業ができるものではないかなというふうに思います。同時に、それ以外の所では、もっともっと幅広く、福島県内においても、あるいはその他の地域においても、自治体が中心となって行っていただく所はあろうかというふうに思います。そういった所に対しても、当然ながら自治体には国が財政的な支援、それと技術的な支援、マニュアルも含めて行う予定でございますので、それを通じてより多くの方々に参加をしていただくような形ができれば、当然危険性は、言わば安全性をきちんと担保をさせていただきながら行っていく所存でございますので、より多くの方にも参加をしていただければ、より早くそれが除染というものの作業が進むのではないかなというふうには思ってお

ります。いずれにしても、そういった財政的な支援をもっとやるべきだというような声は、これからひょっとしたら出てくるかもしれませんが、当然自治体の皆さん方ともご相談をさせていただきながら、私どもとしても、今積みせていただいている金額を、まずしっかりと施行させていただければというふうには考えております。

Q：福島県外については、いわゆる簡易な除染というものについては、お金を出さないと。出さないと決めたのかどうかがよく分からないんですけど、今のところ出してないんですけど。すると、福島県については一応国が中心に、線量にもよるんですけど、やるというふうには私は理解してたんですけど、私はボランティアが悪いということ言ってるわけではなくて、本当にたくさんのお金ですね。1兆となれば、200万人ですから、一人50万円ぐらいのお金で除染をするんだとしたら、本当にボランティアというのが必要なのか。効率的にお金を払ってどんどんやってもらったほうが、僕はいんじゃないかというふうに思っただけで、それ以外にやはりやる人がいれば、それは素晴らしいことだと思うんですけど。だから、予算の施行とかが遅れてるといいうわけではないんですね、少なくとも。だから人手不足ということではあるのかもしれないんですけど、お金でカバーできるじゃないですか、人手というのは。普通に考えますとね。例えば、業者でもなんでも、福島で仕事をすると。重機が汚れてしまったりとか、いろんな事情があったりして、単価が高くないと引き受けないというような話があった時、果たして地方公共団体が、自在にお金をつけてやるようなシステムになっているのかどうかとか。その辺が民間じゃないから、ある程度上限みたいなのがあるんじゃないかと。だからなかなか人が来ないのかなと思ったりしたんですけど、そういう弊害があるわけじゃないんですね。

A：（園田政務官）はい。今まさしくやっているモデル事業においては、そういった話は私のところまでは入っておりませんが、恐らくこれからの大規模な除染作業という形になってきた時には、恐らくその契約をされる方々だけで、本当にできるかどうかというのは、少しまだ今後の状況を見ながらということにはなるかもしれません。

A：（東電）東京電力でございますが、ちょっと申し訳ございません、私もそれぞれの企業さんがどういった作業員の方の募集をされているかにかについては、承知しておりませんが、発電所の中の仕事でありますと、やはり全面マスクとタイベックというような装備で、非常に厳しい作業環境でございます

すので、そういう意味では日当という意味では、ご指摘のような募集の仕方はあろうかというふうには思っております。以前話題になりましたけれども、非常に厳しい作業環境でございますので、そういった面では、必要な、なんと言いますか、手当てと言いますか、そういったものは支払われるというふうに考えております。

○司会

それでは、質疑の途中でございますけれども、本日の作業状況がまとまったということでございますので、東京電力から説明させていただきます。

<東京電力からの本日の作業状況説明について>

○東京電力

はい。まず原子炉への注水でございますが、本日の17時現在1号機は給水系から7.7m³/hで注水中です。2号機は給水系から2.8、炉心スプレイ系から7.3m³です。3号機は給水系から2.6、炉心スプレイ系から8.1m³/hです。格納容器内へのガス、窒素ガスの注入ですけれども、こちら17時現在1号機の格納容器圧力は122.3kPa、2号機109kPa、3号機101.5kPaとなっております。2号機の格納容器ガス管理システム出口での水素ガス濃度は、こちら17時現在1.3%となっております。それから、使用済燃料プールの循環冷却の状況です。17時現在1号機のプール水温は21℃、2号機23℃、3号機22.2℃、4号機31℃となっております。それから、タービン建屋の溜まり水の移送に関しましては、現在2号機から雑固体廃棄物減溶処理建屋の方へ移送を行っております。3号機のタービン建屋の溜まり水に関しましては、明日の午前中にプロセス主建屋への移送を再開する予定です。6号機のタービン建屋の溜まり水の移送に関しましては、本日、明日とも予定がございません。建屋の水位です。プロセス主建屋の水位は、本日16時現在2,732ミリ。午前7時と比べますと42ミリの低下。雑固体廃棄物減溶処理建屋は、2,911ミリ。午前7時と比べますと、24ミリ低下。サイトバンカー建屋はOPで4,432ミリ。午前7時と比べますと、4ミリ上昇になります。トレンチの水位です。16時現在1号機ダウンスケール中。2号機3,160ミリ。3号機3,310ミリです。午前7時と比べますと、2号機は5ミリ低下。3号機は7ミリ上昇です。タービン建屋の水位です。16時現在1号機3,454ミリ。2号機3,165ミリ。3号機3,099ミリ。4号機3,084ミリです。午前7時と比べますと、1号機は21ミリ上昇。2号機3ミリ低下、3号機7ミリ上昇、4号機4ミリ上昇です。原子炉建屋地下1階の水位です。16時現在、1号機は4,597ミリ、2号機3,261ミリ、3号機3,291ミリ、4号機3,097ミリです。午前7時と比べますと1号機は13ミリ低下、2号機4ミリ低下、3号機5ミリ上昇、4号

機 8 ミリ上昇です。作業の状況です。循環型海水浄化装置に関しましては、本日 10 時 13 分に運転を再開いたしております。それから、格納容器ガス管理システムの 2 号機のダストサンプリングは本日午後を実施いたしました。測定結果につきましては、明日ご紹介できると思っております。それから同じく、ロボットによります 3 号機、原子炉建屋の地下 1 階のハッチ周りの現場調査でございますが、まだ現在実施中でございます。作業の状況につきましては、明日ご連絡できるというふうに思っております。それから水処理装置の運転の状況でございますが、第 1 セシウム吸着装置キュリオンと、第 2 セシウム吸着装置サリーで運転中です。RO 膜によります淡水化装置、それから蒸発濃縮式によります淡水化装置も連続運転中です。RO 膜によります累積処理量は、本日の 12 時の時点で 65,780 トン。蒸発濃縮式の淡水化の累積処理量は、こちらも 12 時の時点で 4,170 トンとなっております。ベッセルの交換ですが、キュリオンで H ベッセル 2 塔の交換を行っております。明日はキュリオン、サリーとも現在のところ、ベッセルの交換の予定がございません。それから、一点作業の連絡をさせていただきますが、5、6 号機の取水口の清掃の工事を明日から実施いたします。以前ご案内させていただいたとおり、まず明日から 6 号機の取水口の、なんて言いますか、溜まっております砂を取るということで、毎日 10 時間程度、取水口での作業を行う予定です。この間原子炉と使用済燃料プールの冷却が止まりますが、10 時間程度の停止ですと、6 号機の原子炉水の温度は 12°C、プール水温は 3°C 程度というふうに予想しております。したがって、作業終了後冷却を再開することで、問題ないものというふうに考えております。なお、6 号機に関しましては明日から三週間程度予定しております、それが終わり次第、今度は 5 号機側の取水口の清掃作業を、取水路の清掃作業を行う予定でございます。東京電力からは以上でございます。

A : (園田政務官) すいません。先ほど申し訳ございません。原災本部の件でございますが、直近で申し上げますと、ちょっと私 8 月の下旬と申し上げておりましたけれども、9 月の下旬でございました。9 月の 30 日に原子力災害対策本部が開かれております。この時の緊急避難準備区域、これを解除した時の原災本部でございます。失礼致しました。

○司会

それでは、質疑を続けさせていただきたいと思えます。ご質問ある方は挙手をお願いいたします。では、そちらの方とそちらの方。二人続けてお願いします。

<質疑応答継続>

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグ小嶋です。よろしくお願いします。園田さんにお聞きしたいんですけれども。先ほどの20キロ圏内の取材に関してなんですけれども。公益の部分に関してなんですけれども。例えば、公益という事であればもともとの避難されてる住民の方ですとかは、現地のあの20キロ圏内の自分たちの所の状況を知りたいという方もおられると思うし、一時立ち入りは許可されているんですけれども。一時立ち入りはちょっと線量が高くて、それが怖くて行けないと言う方も僕の知り合いの方の中にも居らっしゃるんですけれども。そういう方に対して、この取材が入る事によってどういった状況かという事を調べて、それを見て一時立ち入りはしたり決めたり、若しくは自分たちの家がどうなってるのかなっていう所をちょっと調べたいっていう方も、知りたいという方もいられると思うんですけれども。こういう意味での、公益に関してこれは当てはまらないのかっていう事をお聞きしたいです。それが1点。

Q：東京電力の松本さんに。今回の11月12日に行われた原発所内の取材を受けて、立ち入りを受けて、何かの危険性とかに問題点とか課題点とかがもし、先ほども線量の管理で1mSvが300μSvだったりとか、そういう3号機4号機の近くで線量が発表されなかったという事もありましたけれども。その点についてのなんか問題点がもし他にあれば、今後の取材を認めるに当たって、こういう問題があったっていう所があれば教えていただきたいのと、先ほど保安院さんにも質問したんですけれども。核物質防護上の理由で映せないという範囲に関して、保安院さんの方とこの食い違いがあったかどうか、東電さんとしてはどの様に認識しているかという事について、教えていただきたいのと。1つ確認なんですけれども。こういった取材に関して、防護服等を用意されたと思うんですけれども。こちら全て東電さんの方で、線量計とかも含めて用意されて放射線量に関しても東電さんの方で、管理されていたのかという点について確認をお願いいたします。以上です。

A：(園田政務官) はい。今小嶋さんが仰っていたその言わば住民の皆さん方の意向で、言わば入るっていう事が出来るかどうかという事でございますよね。ちょっとですね、それはどこまで解釈が広がるのかなというふうには思っております。今の私の判断で行う物ではございませんので、何れにしても確認はさせていただきます。そういう場合にですね、仮にそれが公益として、公益という形で認められるかどうかでありますけれども。その方、住民の方のご意思という事で代わりに入るという事でございますけれども、どこまでその範囲がですね、委任されるかどうかというような法的な部分もちょっと

加味しなければいけないのかなと、いうふうには私も直感的にはちょっと思い出しました。したがって、いずれにしても確認をさせていただければなというふうには思います。

Q：この点に関してはですけども。この公益という部分が、原子力災害対策特別措置法に何か明記とかされていたり、規定とかされていたりするんですかね。

A：（園田政務官）いや。災害対策法上の物ではないとは思いますが。警戒区域の設定をした際に、それが公安の関係の法令ではないかというふうに思います。

Q：了解です。はい、分かりました。

A：（東電）はい。東京電力でございますが。やはり、線量の高い箇所が何箇所かあるという所が、問題点では無いかと思えますし、この線量が高い箇所に関しましても、日々の作業で例えばがれきを移動したというような場合でも、変わってまいりますのでそういった所が、きちんと把握しておく必要があるかというふうに思っております。また、今回はバスでの移動になりましたので、大型の重機が通行するかどうかというような作業上の監視上の確認も必要というふうに考えております。それから、核物質防護上の処置でございますが、私どもにもいわゆる核物質防護を管理する部署がございますので、そちらの方で考えております。したがって、保安院さんとの見解の相違があったという事ではないというふうに思っております。

Q：ちょっと一点だけすいません。聞き忘れがありまして、ちょっと確認なんですけれども。4号機の上にも、この1号機に付けられたような建屋カバーを付ける計画があったと思うんですけども。現在これは、計画生きてますかね。

A：（東電）はい。今すぐ付ける計画はございませんが、使用済燃料の取り出しの関係でカバーを付ける計画はございます。

Q：これって使用済燃料を取り出す際に、その今建屋上空でこの放射性物質とかを4号機では今現在やってないという事ですけども。燃料取り出す際にそれが発生するからという理由ですか。

A：（東電）はい、そうです。それを付けるために今がれきの撤去等の作業を進めております。

Q：了解です。ありがとうございます。

○フリーランス 木野

Q：はい。フリーの木野ですけれども。東京電力の松本さんにちょっと。古い話を幾つか確認できればと思うんですけれども。1つがですね、6月13日に被ばくの関係を発表された際に、外部被ばくが150から200で東電社員の方が4人という話があったと思うんですけれども。これは作業の内容としては、この方々は何をされていたのかというのは、分かりますでしょうか。当時、保全関係に従事していたという話があったんですけれども。例えばその、1号機のベントの作業に行った人というのがその後、6月18日でしたっけ。二人ずつ三回に分けて行ったという話が発表されていたので、それとは関係ないのかどうかというのは、ちょっと確認できればというふうに思います。それからですね3月12日に、東京電力のニュースリリースで発表されているんですが、1号機のベントの作業に行った当直長の方が、106ミリの被ばくをされてるというリリースがあったんですけれども。これ、その後にですね、被ばく量の発表がその後続いた際にこの方の外部被ばくが、99に下がっているんですけれども。これはどういう理由からだったのか、ちょっと教えていただければというふうに思います。それから今の当直長の関係なんですけど、3月12日の日に、治療を受けたという話があったんですけれども。これは、産業医の方の治療だったのでしょうか。それから当時の新聞報道で、この当直長の方がかなりその具合が悪かった。だるさや吐き気があったという話があったんですが、これは結局急性被ばくではなかったのでしょうか。それが確認できればと思います。それから、今個人線量計なんですけれども、APD ちょっとこれ確認なんですけど、APDを渡す場所が免震棟だと思うんですけれども。これは、東電それから協力企業含めて全員でよろしかったんでしょうかね。それから、いつからこの免震棟で渡す様になったのか。というのが確認お願ひできますか。それから、3月の下旬にですね3月19日頃なんですけど、作業員の方のアラーム設定を80ミリに設定しているという話があったんですが、これの事実確認が出来ればと思います。

それから最後にもう一点。保安院の森山さんに。東京電力の福島第一の個人線量計なんですけれども、これはいつから作業員全員に渡っているという認識があるのでしょうか。東京電力からは4月1日に取りあえず全員に渡っているという発表があったんですけれども、その後も保安院の報告書では6月、7月くらいまで、全員の個人線量計が渡る様に努力を求めるという指摘があったので、実際にはいつ頃から全員に渡っているという認識なのか、いう

のをお聞かせいただければと思います。すいません、数多くて。よろしくお願ひします。

A：（東電）はい。まず1問目の6月13日のプレスリリースでございますけれども。こちらは、緊急作業に伴う被ばく線量の評価状況という事で、当時判明していた3月の緊急作業時の従事者3,726名の内、外部と内部の被ばく評価が終わった者が2,367名いるという事で、150mSvを超え、200mSv未満の者が以下の者が4名社員でいる。失礼いたしました。250を超えた者が東電が8人、それから200ミリを超え250ミリ以下の者が社員で4名、協力企業さんで2名いるというような公表をさしていただいておりますけれども。質問のご主旨はどういった事でございますか。

Q：すいません。その時に外部被ばくの多かった方というのが、例えば1号機のベント作業に行かれた方なのかどうか、当時外部被ばくが多かった方が保全関係についているという説明があったんですけども、詳細な確認はまた後でという話しになっていたようなので具体的に何か分かったものかなと思ひまして。

A：（東電）いえ、こちらはもう既にこう説明をさせていただいておりますが、いわゆる線量が高かった8名の方はいわゆる当直の当時2号3号の中操でデータの採取だとかプラントの監視に当たっていた方でございます、残りの方は設備方の復旧作業をしていた者でこちらの方も基本的には中央制御室で内部被ばくの取り込みが多かった者になります。1名だけ保安班いわゆる環境モニタリングの人間がおりますがこちらでも中央制御室内で作業を行っていたというようなものになります。

Q：すいません。ちょっと一つだけ確認出来ればと思うんですけど、そうすると当日12日にベント作業に行かれた方が全部で4人いらっしゃると思うんですが当直長以外の方の被ばく量というのはどのくらいだったのでしょうか。

A：（東電）この中にはいわゆるベント作業に、8名に関しましてはベントに携わった者はありません。

Q：当直長だけが100ミリで残りの方はそれほど多くは無かったということですか。

A : (東電) そうです。

Q : 幾つくらいだったかというのは確認されているんでしょうか東電では。

A : (東電) 個人ごとの被ばく線量はございますので何人で行った者の人定が出来ますとその者の被ばく線量は確認出来ると思います。それから3月12日に100ミリを超えた当直長でございますが、こちらは産業医の診断を受けております。急性被ばくではなくいわゆる作業上に伴う体調不良を訴えられたということでございます。それから個人線量計でございますが現在Jヴィレッジと免震重要棟との二箇所を受け取ることが出来ます。いわゆる免震重要棟を経由して作業に行かれる方は免震重要棟で線量計を受け取りますけれども、免震重要棟によらずに直接作業現場に向かわれる方はJヴィレッジで線量計を受け取って出発することになります。それから3月19日にアラームメータを80ミリに設定して作業をしたことがあるということについては確認させていただきます。

Q : ありがとうございます。すいませんちょっと一点、APDなんですけれどもこれJと免震棟二箇所を受け取りというのは東電と協力企業という分け方なんですかね。どういう。

A : (東電) 東京電力の社員は基本的には免震重要棟に立ち寄りますので東電の社員は免震重要棟で受け取ることは多いと思いますが、作業によって免震重要棟に寄らずに現場に行く場合にはJヴィレッジで受け取るようになります。これは当然協力企業の作業員とも共通になります。

Q : 分かりました。そうすると免震棟で受け取る人とJヴィレッジで受け取る人、厳密に言うと被ばく量がちょっとずつ変わってくると思うんですけども。

A : (東電) はい。免震重要棟で受け取る場合にはいわゆる移動期間中の被ばく線量については後から加算するという事で対応しています。

Q : 幾つくらい加算されるんでしょう。

A : (東電) ちょっと値そのものは確認させていただきます。

Q : 分かりました。

A：（保安院）保安院でございますが個人線量計の件でございますけど、いつから東京電力が全ての方に着用するだけの数をそろえたかというところはちょっと今手元に十分な資料ございませんけれども、少なくとも保安院が7月に東京電力の対応についてそれまで何度か報告を受けている対応について評価した中ではそういう線量計はいきわたっているという評価をしておりますので、多分これは東京電力は6月にはあった報告だと思いますのでその時点では線量計は付けられているということを確認していると手元の資料では判断できません。以上でございます。

Q：分かりました。後ほどで結構なんですけどいつ頃から全部にいきわたっているという確認はまずされたのかどうか。それからそのいきわたる前までの状態というのがどういった状態だというふうに保安院では認識、把握されているのか。どのくらい足りていなくてどれくらい足りていたのかどれくらいAPDを福一の中にあっただのか等というのを後ほどで結構なので数字確認できればと思うんですが。

A：（保安院）分かりました。

Q：よろしく申し上げます。

○司会

はい他にご質問のある方。今手を上げてらっしゃるのがお二人でしょうか。

A：（保安院）ちょっと補足。すいません。先ほどの個人線量計ですけどもすいません IAEA 報告書にも書いてございました。4月1日から全員が着用できるように携帯することが出来るようになったというふうに評価をしておりますので、4月1日からはそのような状況だったということでございます。

Q：ごめんなさい。追加なんですけどその後に6月まで保安院の東電から出てきた報告書に対して保安院の評価の中でいきわたるように努力を求めるという表記があるんですけども、これは全員に渡っていなかったという認識があったんではないのでしょうか。

A：（保安院）順次いろんな指示をしておりますのでその評価をする段階が最終的にいつだったかという点と、じゃあいつから持っていたかという点と少し時

間的なずれはあるかと思えますけども先ほど申しあげましたように順次何回も指示をしたり評価をしたりしている中でそのような記述はあったと思えますけども、事実としては4月からは携行されているということであると思えます。

Q：それはきちんと現場で保安院として確認されたのでしょうか。全員にいきわたっているというのは。

A：（保安院）いきわたるような個数があってそのシステムが出来ていることは確認しておりますけれども、一人一人を見ているわけではございません。

Q：その場の作業員の数かなり急激に増えていると思うんですけど、そういった状況の中で確認はされていたのでしょうかいなかったのでしょうか。

Q：それから追加でもう一点。これは松本さんにお伺いしたいんですが、中央登録センターへのオンライン登録なんですけれどもオンラインでつなぐ修復なんですけれどもこれはどういう状況になってますか。ちょっと今二つお願いできますか。森山さんと松本さん。

A：（保安院）保安院で報告を受けながら評価をしていますので個人が付けていることを全員何千人も確認することは不可能ですので、それだったら報告を受けながらきちとした数があるかどうかという管理がされているかということを確認していくということになります。

Q：分かりました。

A：（東電）はい。オンラインの中登への登録のシステムに関しましてはまだだと思えますのでちょっと作業状況を確認させていただきたいと思えます。

Q：分かりました。ちょっとこれでもう一つだけ森山さんに確認したいんですが、4月か5月だと思うんですけども中央登録センターへの登録を早急にするという指示が、これは指示というか保安院の方から東電に出ていると思うんですけども未だにされていないんですが認識をちょっとお伺いできますか。保安院としてはこのまま放置しておくということなんでしょうか。

A：（保安院）中央登録センターへのオンライン化だと思えますけどもこれはもう出来るだけ早くやっていただくことだと考えています。

Q：5月ぐらいから出来るだけ早くということでもう半年経っていますが、めどというの示さないのでしょうか。

A：（保安院）当初からある程度確かに10月から11月くらいまでかかるというふうには聞いておりました。

Q：特に問題ないということですよ。保安院としては。

A：（保安院）ゆっくりやっていいというわけではございませんけども、物理的なシステムの構築ということがありますのでそれはある程度時間がかかるといふふうには思っておりますけれども、出来るだけ早くシステムの構築を図っていただきたいというふうには思っております。

Q：分かりました。

○司会

はいそれではご質問のある方。先ほど手が上がった方が何人いらっしゃいますか。四人ですか。では四人の方でよろしければ、じゃそちら側からまいりましょうか。一人二人三人四人。どうぞ。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグ小嶋です。よろしく申し上げます。先ほどちょっと回答漏れがあったと思うんですけども、東電松本さん。防護服とか線量管理を取材の際に12日の取材の際に東電が管理していたのかどうかをお願いします。

A：（東電）はい。私どもの方から提供させていただいております。

Q：これっていわゆる大臣であるとか議員さんの視察であるとかそれも同じような感じですかね。

A：（東電）はいそうです。タイベック等の支給は私どもの方からさせていただいておりますが、いわゆる国家公務員さんの線量管理は別でございます。

Q：というとそれは国家公務員さんというとうとう方ですかね。

A：（東電）いわゆる政府の職員の方は人事院の方で管理されるというふうに聞いています。ただ APD に関しましては当日すぐ分かりますのでそちらに関しましては私どもの方から提供させていただいております。

Q：了解です。ありがとうございます。

○司会
次の方。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJ と吉本興業のおしどりで。よろしく願いいたします。まず園田政務官をお願いいたします。本日の安全委員会にお示しいただいた資料の 17 ページと 16 ページ、地表面から 1m の高さの空間線量率、福島県周辺の県の空間線量率と、そしてその周辺の県のセシウム 134、137 の沈着量の合計という資料からよろしく願いいたします。これによりますと、福島県内より汚染されている地域が、栃木県や群馬県、千葉県など点在しておりますが、ホットスポットが存在しているとも聞いておりますが、この辺りの方々の住民の健康調査、そして低線量被ばくに関する福島県民の住民の方々へのケアと同じようなことは政府としてこれからプランに入っているのでしょうか。よろしく願いいたします。後前回質問いたしました除染ボランティアの件、阪神大震災の時はアスベストで健康被害が出ても労災など何の救済措置もないということで、除染ボランティアの方々が被ばくして健康被害がこれから出るような可能性は自己責任だという判断でよろしいのでしょうか。よろしく願いいたします。

そして安全委員会をお願いいたします。前々回の質疑の中で、低線量被ばくのことがよく取り上げられておりましたが、それに関して直線閾値なしの NLT モデルで評価しておられるということで、その加藤さんのご回答の中で、NLT モデルで十分に評価しているとお答えしていたと思われませんが、現在バイスタンダー効果や、ゲノム不安定性などで NLT モデル自体、被ばくの過小評価をしているのではないかとということが最近の論文でもたくさんあがっており、ICRP の 2007 年の勧告や、パブリケーション 99、放射線関連がんリスクの低線量への外装などにもその記述がされておりますが、安全委員会として NLT モデルだけで十分に低線量被ばくは考慮できるとお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

A：（園田政務官）まず私に 2 つですね。この福島以外のところの県の健康調査

と言いますか、そういったところも含めての対応移管ということだろうと思いますけれども、今除染に関しては福島以外のところとも様々な形でお話し合いをさせていただいているというふうに承知をいたしております。それから、後除染とモニタリングの状況については、各県の皆さん方ともご相談をさせていただいているというのは承知をいたしておりますけれども、それ以外のことについての各自治体との議論というのはまだちょっと私も承知をいたしておりませんので、一度確認をさせていただきたいと存じます。それから後除染に関してボランティアの件でございますが、先ほどもちょっとご質問が出ていたと思うのですが、ボランティアの皆さん方に対する補償であるとかそういったことは考えられてはいないようなんですけれども、ただ先般細野大臣も除染のボランティアに参加をされたということでございます。その時のコメントを伺っておりますと、やはりこういったお手伝いをしている方、作業員の方も含めて、ボランティアのみならずでありますけれども、そういった方々の安全性というものはきちっと確保しなければならないということでございますので、どうやら環境省のようでそういったマニュアルも早急に作るようなことは伺っているところでございます。

Q：ありがとうございます。では周辺地域の住民の方々の被ばくについては、各自治体にお任せということでしょうか。福島県の県民の方々の被ばくに関する健康の評価は、現在福島県の検討委員会、そして線量評価委員会が立ち上がり、県知事の指名する委員で構成されておりますが、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県などは、それぞれ県がそういうような委員を立ち上げるのを待つか、若しくは福島県の県知事が指名された委員会による基準を順次適用するということなんでしょうか。

A：（園田政務官） ちょっとその辺はまだ議論はスタートしてないというふうに思っております。当然と言いますか、支援チームも含めて福島県については進捗をしているということは聞いておりますけれども、その他のところについてはそういった動きがあるというのは、ちょっと私は聞いておりません。

Q：分かりました。ではこれは各県に聞けばいいということですか。それとも政府としては把握していないということでしょうか。

A：（園田政務官） すいません、対策の私の立場として把握をしていないだけなのかもしれません。

Q：分かりました。では私も調べますが、次回園田政務官もお調べして回答していただけますでしょうか。

A：（園田政務官）次回かどうか、ちょっと別の部署になりますので、私の担当ではないというところをご承知おきをいただいた上で、ちょっとどこに確認をすればいいか、それも含めて検討はさせていただきます。

Q：ありがとうございます、園田政務官では、この件のご担当はどこになるのか教えていただけたらと思います。厚労省なのか、環境省なのか。どちらの管轄。

A：（園田政務官）それもちょっと今この場では私も分かりませんので、それも含めてちょっと調べさせてください。

Q：分かりました。よろしく申し上げます。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけども、質問の中にありましたバイスタンダー効果ですとかゲノム不安定性ということについては、特に1990年代以降、生物研究が非常にミクロスコピックな研究が進む中で、放射線生物学の分野でも非常にミクロに見た場合、放射線が当たった細胞じゃない別の細胞で突然変異が起きることがあるとか、あるいは放射線が当たった直後じゃなくて何回か後の細胞分裂で異常が起きるというような現象が起きること、これはまだイン・ビトロ（*in vitro*）の段階ですけど、培養細胞系ですけども、そういうことが起きるといことはわかってきてて、数多くの論文も出ているわけでありまして。

それでICRPでも2007年の勧告をまとめるにあたっては、まずICRPの勧告の99の方ですか、いろいろな低線量の影響について研究状況、あるいは疫学調査の状況などをまとめた中で、こういった現象も当然着目してます。ただ現在ではまだイン・ビトロ（*in vitro*）の段階であって、しかもその定量的な不確かさというものも非常に大きいという段階であって、今直ちに閾値なしの線形モデルの妥当性を覆すほどの科学的な証拠にはまだなっていないという状況で、2007年勧告でも引き続きLNT仮説を使いましょうということを提唱しているものだというふうに我々は受け止めております。

いずれにしても、非常に生物学は進んでますから、こういったミクロの研究ももっと進めて放射線防護の体系にどうあるべきか更に知見を積み重ねていくことは非常に重要だと思っております。そういうことで、原子力安全委

員会としても額は小さいですけども、提案公募型で放射線生物研究をやってもらう予算を持っておりまして、その中ではこういった現象にも着目して、そういった細胞レベルから固体レベル、更に疫学の中の一環した理論が作れるのかどうか、そういった研究を今やってもらってるところであります。そういうことで、まだ LNT モデルの妥当性をうんぬんするまでの成果は出てないけども、更にこういう研究を進めることは非常に大事だと思っております。

Q：丁寧なご回答ありがとうございます。実は我が国でもイン・ビボ (*in vivo*) の論文が京都大学の原子炉実験場放射線生命科学科で 2006 年の段階で出ておりまして、バイスタンダー効果とゲノム不安定性などの評価により、LNT モデルが発がん頻度を過小評価しているという論文も出てございます。ですので、現在の福島原発事故以降の低線量による被ばくの判断が、1990 年勧告の NLT 閾値モデルのみというのは現段階でかなり現在に追いついていないと思われまますので、どのくらいの時期で 2007 年勧告を取り入れ、そして現代に追いつくのかというのを教えていただけますでしょうか。

A：(文科省) 2007 年勧告の国内法令の取り入れについてのみ、文部科学省ですがご説明させていただきたいと思えます。これにつきましては放射線審議会の方において昨年来検討を進めておりまして、まだ引き続き議論をしているところでもありますけれども、今のところ LNT モデル、あるいは ICRP で提案されている線量限度などの考え方を、そもそも見直すというような勧告にはなっておりませんので、その辺の基本的な考え方は従来どおりでよろしいのではないかというふうに、従来の考え方を踏襲するというような形で、放射線審議会でも議論が進んでいるかと思えます。それ以外に 2007 年勧告で示された現存被ばくとかそういった状況について、今後どうするかという議論は引き続き放射線審議会の中でも行っていくことになると思えます。

Q：ありがとうございます。ちなみに次回行われる第 116 回の放射線審議会では、現在その低線量被ばくによる案件は話し合われておらず、環境省による案件の汚染廃棄物による法令となっております。ですので低線量被ばくの議論が現在、どこの部署で行われているのか、放射線審議会のみということでしょうか。

A：(文科省) 文部科学省ですけども、放射線審議会において行われておりますのは大きく二つございまして、一つはその ICRP の 2007 年勧告を国内にどう取り入れていくかということでありまして、それにつきましては、2007 年勧

告で言われております低線量被ばくについて LNT モデルを採用するという
ことについて、現在国内の中でそれを見直そうというような議論はなされてお
りません。それからもう一つは、今回の事故を受けまして、いわゆる除染の
特別措置法ができて、その中でいろいろな線量に関連する基準を定める動き
がありますので、それに対してどう放射線審議会として対応するかという審
議を行っているということでもあります。

Q：分かりました、ありがとうございます。

○司会

では次の方。

○NPJ 日隅

Q：NPJ の日隅です。先ほどのマニュアルの件なんですけれども、事故対策マ
ニュアルの件なんですけれども。これはマニュアルをそうすると各省庁が共有して
いないということになるわけですか。つまりマニュアルを共有していれば、
どこかに一つの省庁に確認すればポンっと全部のものが出てくるわけだし、
マニュアルのリストみたいなのがあって、そういう事故対応について即座に
対応できる、他の省庁がどういうことをするかというのも、当然、共有して
いなければならぬと思うんですけれども、これはマニュアルは共有されて
ないんですか、各省庁間において。それぞれ保安院、文科省、安全委員会に
聞きたいんですけど。

A：（保安院）保安院でございますけれども。原子力災害対策マニュアルとい
うものは、これは各省で見えておりますので、それは当然共有されておりますけ
れども、基本的には他の省庁の、その基で細部を定める、内部で定めており
ますマニュアルまでは承知しておりません。

A：（文科省）文部科学省でありますけれども。各省庁で共有されているとい
いましょうか、共通のマニュアルとしては原子力災害対策マニュアルというの
を内閣官房の方が中心になって作られておまして、その実施細目という
ものを各省庁が作っておると。文部科学省で申しあげれば、原子力事故・災
害時対応マニュアルというものだというふうに理解しております。したがっ
て必要な分については、各省庁で情報は共有されているというふうに認識し
ておりますが。

A：（原安委）はい、原子力安全委員会ですけれども、今日、申しあげました『原子力安全委員会・緊急技術助言組織等、緊急時対応マニュアル』がメインで使うわけですが、その更に上位マニュアルとなります「原子力災害対策マニュアル」ですか、それは適宜参照するという事です。今日、保安院、文科省からそれぞれ言及ありました、それぞれのところで作成されたマニュアルというのは、私どもは持っておりません。

Q：非常に大雑把なものだと思うんですね。上位規範となるマニュアルというのは。なので例えば環境放射線モニタリング指針とかというのがあるわけですが、これは共有してるんですか。

A：（原安委）原子力安全委員会が作成した指針のことだと思いますが、申し上げておきますけど、指針はマニュアルそのものではございません。これは各省がマニュアルなり、あるいは環境モニタリング、今までの整理だと自治体がやるということになってますけども、そういった計画を作られる時に尊重していただきたい技術的・専門的事項がまとめてあるというものであります。

Q：それは各省庁が。

A：（原安委）それ（環境モニタリング指針）は当然公開されてますから、当然皆さんご覧になってると思います。

Q：その上でマニュアルを作っているんだけど、その結果として作られたマニュアルの中に、環境放射線モニタリング指針の内容が反映されてるかどうかについての確認はどうやってするんですか。

A：（原安委）その確認は一々行っておりません。それぞれのところが適切にされるというふうに考えております。

Q：園田さんも確認されてないんですか。つまり政府として、その確認をされてないんですか。今回のような事故があったにもかかわらず、マニュアルがキッチンとね、安全委員会の方が適切な指針を出されているにも関わらず、その適切な指針について、各マニュアルについて、各省庁が作成したマニュアルについて反映されてるかどうかの確認を、事故から8カ月経ってIAEAの報告もしてるにも関わらず、今段階でされてないんですか。

A：（園田政務官）それはですね、内閣官房の副長官補のところの安全保障危機管理担当が行うべきなのか、ちょっとそれは私の所管ではありませんので、ちょっと一度官房には確認はしておきたいと思います。

Q：お願いします。園田さん TBS の番組に出られてて、先ほど高い透明性と言われてるんですが、多分番組の中で外国人ジャーナリスト等が、やはり会見等でも十分な情報が出てないんじゃないかとか、現場の公開というのが遅いんじゃないかというふうに批判をされてるのも多分聞かれてたんじゃないかと思うんですけども。高い透明性と言われても、そういう批判が実際出てるわけですが、そこについてどのようにお考えなのかという。質問続けて言いますけども、というのが一つと。それから前回東電の方に、例の津波の論文については、福島を現にターゲットとして、実際に想定して数値を出したものが他にあるのかどうかということを知ったんですけど、それをちょっと確認されるということだったんで、確認の結果はどうだったのかということと。その論文について、保安院の方でクリッピングをして配布したけれども、地震、津波の直接の担当に十分に伝わっておらず対応出来なかったということだったんですが、直接の担当というのは誰で、それを上司としてチェックする立場にある人というのは、いったい誰なのかなというのを教えていただければと思います。それから前回放射線影響学会の記述について、ちょっとやっぱり健康評価の点で、健康に対する影響の点で不適切ではないかと思われるのがあったんですけども、それについてどのように対応されるかについては検討されると言われたんで、それについてどのように検討されたのかなということと。それから SPEEDI について、具体的に保安院の内部でどのような班が担当したのかなど、ちょっと調べていただいて、もう少しその SPEEDI が使われなかったことについてのご説明いただけるということだったと思うんですけど、それはどうなったのかということと、安全委員会の方で、ワタナベ委員長がヨシ議員の質問に対して、国会での質問に対して3月21日と27日に項目まで示して、原子力安全・保安院に SPEEDI のデータを求めたんですけども、まだデータをいただいてないというお答えをされてるようなんですが、3月21日と27日に項目まで示して求めたという、そのものの内容はいったい何なのかということと、データはもう既にそれに関しては入手されているのかということと。以上です。

A：（園田政務官）まず高い透明性を持って行う任に当たるということは、常々細野大臣からもそのような指示をいただきながら私も務めさせていただいているところがございます。それに対しましてまだまだ不十分ではないかとい

うご意見があるということでございますので、その点について真摯に私も受け止めさせていただきまして、今後も私どもで精一杯の情報の提供というものはさせていただきながら、国民の皆さま方も含めてきちっとこの事故の対応については任に当たってまいりたいというふうに思います。それから後津波の論文については、保安院からお答えさせていただきます。

A：（保安院）津波の論文につきましては前回申し上げましたように、保安院としていわゆる切り抜きクリッピングをして、院内で配布しておりましたけども、先ほど担当に十分に伝わっておらずというお話がございましたように、私はそのようにご説明いたしました。地震や津波の担当は担当課室としては耐震室というのがございまして、そこが一応見るようにはなっておりますけども、必ずしもその新聞の内容が十分伝わっていなかったというような状況でございました。それはどこがどういうふうに指示をすべきかということは、これは必ずしも決まったものはあるわけではございませんけども、少なくとも事実としてその記事に対する対応はしていなかったこと、それからそれ以前に既に東京電力では津波についての見直しをされて、3月に保安院に報告があったという事実がございまして、そういったことが背景にあったのかも分かりませんが、少なくとも事実としては、その時にそれ以上の情報収集などは行っていなかったということでございます。それから SPEEDI が使われなかったと言いますか、前回のご質問では単位放出量の配信がなされていたにもかかわらず、保安院あるいは保安院にあります ERC でなぜ使われなかったのかというご質問でございまして、この点についてはまだ確認をしております。保安院ではとにかく事故の発生当初は担当の方では ERSS の情報を何とか入れられないかという、そういったことに作業を集中しておりましたけれども、単位放出量について思いが至らなかったのかも分かりませんが、その辺りについては今しばらくお待ちいただければと思います。以上でございます。

A：（文科省）文部科学省です。放射線影響学会のホームページの QA のところについてのご指摘かと思えます。私自身読ませていただきまして、まずこの性格として文部科学省の方として例えば財政的な支援を行って運営しているホームページではないということと、それからこれは読者と言いましょか、一般の方からの質問に対してこの学会の中に検討の委員会を作って、その研究者の方々の個人的な責任の範囲において答えられているというふうに記述されておりました。したがって、そういった各学会のボランティアな活動、しかも内容がその研究者個人の見解に基づくものであるというような注釈があ

る以上、文部科学省として個別に何と言いましょうか、内容についてコメントするのは適当でないというふうに、取りあえず今のところ感じているところであります。

A：（東電）東京電力でございますが、2006年の第14回原子力工学国際会議での論文、それから2011年の日本地球惑星科学連合における津波堆積物の調査結果以外の論文というご質問でございましたけれども、2002年に土木学会年次学術講演会というところで、1960年のチリ地震津波の数値解析というような論文は発表されておりますが、こちらはチリ地震津波でのいわゆる東北日本の南部を対象とした解析結果を示したものが1件ございます。現在把握できているのはそれでございます。

A：（原安委）すいません、原子力安全委員会ですけども、班目委員長のその国会での答弁なんですけど、ちょっとすいません私思い当たるのがないんですけど、いつ頃か分かりますか、質疑の時期。

Q：ちょっとこれ終わるまでの間にちょっともう1回確認してみます。

A：（原安委）ちょっと議事録当たってよく調べたいと思いますので。

Q：その上で、ごめんなさい。そうすると先ほどの地震津波の直接の担当の耐震室が十分把握していなかったということは、それは何かその方に対して指導とかはもうされてるんでしょうか。つまり何がしかの処分とまではいかないのかもしれませんが、口頭での注意とかそういうのがなされなければ、結局同じことが繰り返されるし、我々は不安になるわけですよ。結局官僚制度っていうのはどうしても匿名の影に隠れちゃって、個人責任というのがきちんと出てこないものですから、最終的にその部分がきちんと繰り返さないようにということがどこまでできているのかというのが我々には全く分からないので、その辺がどうなのかなっていうのが1つです。後は園田さんの方で先ほど精一杯の努力をすと言われたんですが、マニュアルを公表しないとか、あるいは同行取材は認めるけれども同行しない取材は認めないとか、20km圏内についても先ほどのご回答などをされていることが精一杯の努力をしているというふうに普通の人には受け止めるというふうにお考えになってるんでしょうか。普通に考えると精一杯の努力をしているというふうには今のようなお説明だと思えないんじゃないかなと思うんですけども、その2点ですね。補足で質問させていただきます。

A : (保安院) まず保安院でございますけども、担当に伝わっていなかったということは伝達する側の問題でもありますので、特に担当者に対して何か指導しているということではございません。組織全体として感度を上げてそういった一般の報道についても、注意を払うべきというふうには思っておりますけども、これは広報を行う側、情報収集を行う側からがどれだけそういったいろいろな一般の報道に対しても敏感になって、各担当に対してリマインドしていくかという問題でもあろうかというふうに思っております。

Q : そうするとすいません、切り抜きをした広報とかを担当されている方が、その耐震室にその切り抜きを持って行ってなかったと、こういうことなんですか。

A : (保安院) 失礼いたしました。院内に配布しております。配布しておりますが、ここにこういう記事があるからこれを調べろとか、そういう具体的な指示はしていなかったということでございます。

Q : そうすると耐震室にその切り抜きは、いってるんだけれども、指示がなかったから耐震室の人が気づかなかったのは仕方ないだろうと、こういう。

A : (保安院) それは仕方ないかどうかというのは、もちろん毎日毎日いろんな資料を配布しておりますので、それは保安院としてどういうふうにその重要度に応じて対応を取るかということでございますので、そういう意味からするとこの件がその中のどういう、その時点で、4月末の時点でどの程度の重要度を持って、関心を持ってあたらなければいけないかというのは、これはいろんな考え方があると思っておりますけども、少なくとも十分本件について調査し欲しいとかいうことをリマインドしてやっていたわけではなかったということは事実としてございます。

Q : そうすると通常は何か記事があった場合に担当の方にわかるようにリマインドづけて配布されているんですか。

A : (保安院) それはもちろん内容によりますので、それぞれのところで調べることもありますし、広報の担当の方から、これは調べておくべきではないかというふうなこともあります。記事の全てについて、全て詳細に必ずしも調べるという、そういう体制は取っておりません。

Q：そうすると結局どちらに責任があるか曖昧なままで、今後同じようなことが起きても全体の体制としてもう一回きちんとやりますというような答えしか帰ってこなくて、対応としてはそれで十分なんですか。

A：（保安院）はい。まずですね、いろんなことがもちろん今回の件に限らず大事な知見というのが報道されたり発表されたりするわけです。したがって保安院では既に 2 年位前から新たな知見について特に耐震分野でございませけれども、審査や評価に反映するシステムを作りました。これはなぜそういうシステムを作ったかということ、個別のですね、個々の担当に任せるのではなくて、やはり組織として情報を収集して分析をすべきだということで、事業者ですとかあるいは JNES にもですね、指示をして行っています。その中で年間たくさん上がってくる知見の中から何が重要なのかということ进行分析するという、そういう仕組みは作っておりますので、今回こういった緊急時にどういことをやるかということはもちろんありますけれども、一般的にはそういう仕組みを作っております。

Q：ごめんなさい。そうするとマイアミ論文については、その仕組みの中で事業者に対して要求してたわけですか。

A：（保安院）平成 21 年からですので、それ以前のものについては承知しておりません。

Q：ん、ん、え。

A：（保安院）もう少し丁寧に説明しますと、平成 21 年の 5 月から新たな知見を反映するという仕組みを導入して、毎年その年度にあった知見について報告をするようにと、こういう指示でございませますので、その平成 21 年より前のものについてはその仕組みには入っていなかったということでございませ。

Q：それは何かきっかけがあったんですか。

A：（保安院）この場でも何度もご説明しておりますけれども、中越沖地震の際に新たな知見をどういうふうに反映するかが非常に重要な課題でありましたので、それ以降保安院として対応をとってまいりました。

Q：その結果ということなんですね。分かりました。じゃあ、園田さんの。

A：(園田政務官) はい、日隅さんもお分かりだとは思ってはおりますけれども、当然ながら私の事故収束の担当としてその一環としてこの記者会見を開かせていただいております。この記者会見の、何度も申し上げますけれども、での皆さま方へ公表させていただくのはあくまでも福島第一原子力発電所の状況、炉の状況がどういう形になっているのかということでございますので、その上においては皆さん方に極めて高い透明性をもって私どもは今日までも務めてきたというふうに思っております。それは皆さん方が受け止め方としてどういう形でご判断をされていらっしゃるかは皆さん方のご判断でございますけれども、私どもとしては少しでも多くの皆さん方に知っていただくべく、この情報を提供させていただいているわけでございます。先ほど日隅さんが例として挙げられた件、例えばそれ以外の20キロ圏内の取材であるとか、あるいはその他の案件についてはですね、マニュアルの件については少なくとも私が判断をすると、そして私の所管の中において判断ができるというものではないということだけはご承知置きいただければというふうに思います。

Q：まあ、直接のそのご判断をいただけるわけじゃないっていうのは理解はするんですが、少なくともそういうことが問題になっているというか、普通の人が聞けばマニュアルを共有していないとか、公開をしていないっていうのはおかしいって普通の人と思うと思うので、やっぱり政治家としての立場もあるわけですから、その担当されている方にちょっとそれはそういう意見も出ているんだけれどもどうなのか、というようなことはやっぱり言っていただいて、全体として少しずつでも良くしていくということは是非やっていただきたいとは思いますが、それは回答はいいですけども。ごめんなさい、さっきちょっとひとつ聞き洩らしたのが、放射線影響学会について個人の見解なので放置せざるを得ないというようなことは言われてはいるんですが、ただ、その後ですね、学会が見解を発表した後で安全委員会の方が訂正をしているというような状況についての理解をしてるのか、認識をしているのかどうかというのはあると思うので、少なくとも安全委員会の方はこの部分についてはこういうふうに変えているんだけれども、それを踏まえてもこのような見解なんですかというようなことはやはり言われるべきじゃないでしょうか。結局安全でないにもかかわらず安全だという趣旨のことを言われているわけですから、それはやはり放置するわけにはいかないという、もちろんその具体的な根拠があって、いや、安全なんだというふうに言われるのであればそれはその上でもいいんですけども、その点についての確認

ぐらいはできないのでしょうか。

A：(文科省) 文部科学省です。当該学会のですね、ホームページを見てみますとですね、私たちはこのQAの解説を多くの方々に読んでいただくことによって皆さまが放射線の影響について抱いておられる疑問を解く情報を見つけていただき、納得のいける行動を選んでいただけるよう期待しますという話と、このQAを読んで疑問が生じた時、又は全く新しい疑問をお持ちになった時にはどうぞ遠慮なくお知らせください、と。で、メンバーが適切な解説を作り、その一部をホームページに掲示するとともに、直接回答させていただきますという形で、学会と市民と申しますか、一般の方で共同で作っておられるページであります。中を見てみますとですね、読者からのまさに疑問に対して根拠が不十分でなかったのが今度こういうのを見つけましたというようなやり取りも載っております。低レベルの放射線のところについて私も見てみますと、個人的にはもう少し根拠が明示されたほうが分かりやすいなというような点はありますけれども、そういった点について私が一個人としてというか、コメントするのはさておき、文部科学省としてそういったご注意というのを申し上げるのは余り適切じゃないというふうに今の段階では思っております。また、今後逆の、逆のと言いましょか、不安をあおるような、例えば見解とかが述べられているようなところに対してはどう対応するのかといったような問題も生じますので、大変恐縮ではありますが、例えば日隅さんの方からそういったホームページにですね、最近の低レベル放射線の影響についてはこういった見解もあるというようなことを例えば指し示していただくというのも一案かなというふうに思った次第であります。

Q：分かりました。そうしますと、結局これまで何度か言っているんですけども、せっかく安全委員会の方が見解、正しい見解を示されていてもですね、それが伝わっていないということがあって、前から何度か、例えば新聞の広報とかそういう形でこういう考え方なんですというふうに広く広報できないかなというようなことは園田さんの方にも何回かお願いしているんですけども、個別に対応できないということであれば逆に政府の方の見解をきちんと広報するべきだと思うんですけども、その辺は何か考えていらっしやらないのでしょうか。

A：(文科省) 文部科学省ですけども、先日ご指摘いただいた財団法人の放射線影響協会でのご指摘とかはですね、ここは文部科学省の方としても所管する法人でありますし、その一部については国の税金も入っているということ

もありましたので、そこはきちんと伝えさせていただきましたし、現在安全委員会ではこういった見解が出されているというのは担当にも私の方から直接お渡ししたところでもあります。ただ、学会というそういう個人ですね、自由な見解を表明する場に対して、しかもこれ全部文部科学省の方でチェックしているわけではありませんので、そのような対応をするのはちょっと性格が違うのではないかというふうに思った次第です。

Q：いや、ですから私は学会に個別に何かというのは難しいとすれば、そうじゃなくて現在政府としてはこういう見解であると、つまり、この学会の言っていることは年間100mSv以下の被ばくなら健康への影響はほとんどないとされているというふうに言っているんで、それはそうじゃないっていう見解なわけですからそういう見解なんですよと。しかも当初安全委員会はこれと同じような見解を言われてそれを見解を変えられたわけですから、見解を変えたことがちゃんと伝わらなければいけないんじゃないかなということ、これは園田さんの方に答えていただいたほうが。

A：（園田政務官）はい。私からよろしいでしょうか。日隅さんのご指摘は大変重要だと私どもも受け止めさせていただきました。それで、先般ですね、実は細野大臣ともご相談をさせていただきました。今日はいらっしゃっておられませんかね。これから12月の中旬にかけてですね、放射性物質の汚染対策会議、顧問会議というのがございます。先週第1回目を開かせていただいたわけでございますけれども、これをフルオープンで明日の18時から、ごめんなさい18時半からフルオープンで国民の皆さん方にも、今の状況がどうなっているのかということをやはり見ていただく、聞いていただきたいという思いでフルオープンで開くことにいたしました。こういう形を持って広く私どもも広報には務めさせていただきたいというふうに思っておる次第でございます。これは私どもの今の姿勢だというふうにご理解をいただければと思います。それからちょっと先ほどの文科省とのやり取りで、1つだけちょっと気になって、余計なことかもしれませんが、1つだけ私の個人的な意見として受け止めていただければと思います。日隅さんもお案内だと思いますけれども、当然ながら憲法の23条の学問の自由というのがあります。これについては当然私も持っていますし、あなたも誰でも学問の自由というものがございます。これは当然ながら様々な事象に関して研究をし、そしてどの研究事象を選ぶか、それも自由がありますし、その研究結果の結果、どういう形であれ外に発表する自由は誰しものが基本的人権として持っています。したがって、ここに関しましてはいくらどういう形であれ、それが言わば

基本的人権の範囲内であるならば、当然ながらその人の自由であろうと、それがいつしか国家権力によって捻じ曲げられた過去の経緯というものがございしますので、そういった点では国家権力による東大ポポロ事件でもありましたけれども、国家権力が学問の自由の中に入り込んでいくということに関しては、やはり抑制的でなければならないというのが今の憲法解釈にもありますから、当然ながらそういった学会の方々は、学会できちっと責任を持っていただく必要があるのではないかなというふうに私は感じているところでございます。これはちょっと余分な個人的な意見でございます。

Q：それはまさにご指摘いただいたとおりで、そのような配慮をしていただくのは本当にありがたいと思うんですが、ただ先ほど文科省の方からも言われたように、ここの説明には根拠というのが書いてないものですから、何か政府側の発表したものを根拠にそういうことを書いているんだとするならば、政府側としてはその見解は変わってますよというようなことですね。別のその自由を犯さない程度で言われるということは可能じゃないかなと、そう考えて質問した次第です。ただ別の努力をされてるということですので、それは是非していただきたいと思っておりますので、それで結構です。

○司会

それでは次の方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。文科省に確認させてください。よろしくお願ひします。実験炉に関してなんですが、現在原子力災害対策本部の扱いに入っている実験炉というのがあるのかどうか、それと実験炉で事故が起きた時の事務局が文科省内に置かれるというお話ですけれども、現在あるのかどうか教えてください。なんでこんなことを聞くと申しますと、7日の会見で原子力災害対策本部が実在するのかということを園田さんにお聞きしましたけれども、その時に事務局の設置が実験炉であれば文科省、実用炉であれば保安院ということで回答をいただきまして、なぜその時の質疑で実験炉を文科省ということが出てきたのか経緯が分からなかったもので確認をさせていただきたいと思ひます。

併せて園田さんに、なぜこの時の質疑で実験炉について言及されたのかどうかもお聞かせいただかせませんか。それと質問を園田さんに。質問と言ひますか、前回質問させていただいたことで、統合対策室の会議の録音をしているかどうか、これは分かりましたでしょうか。それともう1つ園田さ

んに。統合対策室の議事録の有無をかなり長期間にわたって確認していただきましたけれども、最初要望を出してから確認してもらうまでに 3 ヶ月ほどかかりましたけれども、なぜこれだけかかったとお考えでしょうか。以上です。よろしく申し上げます。

A：（園田政務官）まず実験炉についてでございますが、当然私が受け止めさせていただいたのは、法律上どういう立て付けになっているのかということをごさま方にもお伝えをする、まず基本的な知識としてお伝えする必要があるというふうに思いましたので、したがって通常の炉のものと、それから実験炉というものもあるということで情報として提供させていただいたという、ただそれだけのことでございます。それから対策室の録音でございますけれども、ちょっと私の聞いている範囲では今確認はできておりません。そのようなことをやっているというのは聞いておりません。それから後議事録の有無について、私の聞いている範囲においては当然ながら対策室の議事録はないということでございますけれども、そのほかに様々な会議体があるというふうに聞いておりましたので、そこも含めて確認はしてくださいということはお伝えをさせていただいているところでございます。したがって、それが今検討と言いますか、調査をしていただいているものだというふうに思っております。後すいません、ちょっと先ほど日隅さんのご質問に。

Q：すいません、先に私の方に。

A：（園田政務官）ごめんなさい、これはすぐ告知だけですので。内閣官房の細野大臣の関連ページに明日の顧問会議の内容についての募集も含めて、もうホームページに出ております。傍聴いただくためには要登録ということでございますので、是非ご登録をしていただければどなたでも入って見られると、聞くこともできますし、恐らくテレビカメラも含めて入れることになっているというふうに思いますので、そういった面では、部屋のサイズがあるそうでございますので、要登録ということにさせていただきたいというふうには思っておりますが、基本的には皆さん方に入らせていただいていたいたきたいという思いでございます。失礼しました。で、佐藤さん。

Q：よろしいでしょうか。文科省から回答いただく前に、先に議事録の有無を確認してもらうのに 3 ヶ月かかったということのお答えの中で、統合対策室その他の会議体についても確認して、それで時間がかかったということはいんですよね。そうしましたら、その他の会議体は何なのか、具体的に名称

を教えてください。

A：（園田政務官）名称でいきますとちょっと今全部が全部私把握しているわけではございません。会議体とそれから会合などもいろいろありますので、そういったところも含めてだというふうに私は理解をさせていただいて、特別プロジェクトというのがありますので、当然ながらそういったところも含めて議論はしておりますので、その議事録と言いますかそういったことがあるかないかというところをお願いをしておりますのでございます。

Q：今その他の会議体というのは特別プロジェクトということで今1つおっしゃっていただきましたけれども、その他はありますでしょうか。

A：（園田政務官）ちょっとすいません、確認をさせてください。

Q：分かりました。これは一覧にして後日配布していただくような形でお答えいただいてもかまいませんか。

A：（園田政務官）そこまでの性質のものであるかどうかちょっと確認をさせていただきたいと存じます。

Q：分かりました。これは要望ということでよろしく願いいたします。それと文科省の方に確認の2点よろしく願います。

A：（文科省）文部科学省の方は原子炉等規制法上、試験研究炉の規制を行う主務大臣としてなっております。全てちょっと手元にございませぬけれども、原研機構の常陽ですとか、あるいは東海にあります JRR3 と言ったような試験研究炉、こういったものがその対象になろうかと思えます。それから対策本部、それからその事務局というのは現時点では設置はされていません。事故が発生した段階で常設ではありませんので、事故の時に設けられるというふうなものであります。

Q：そうしますと、文科省の所管の中で原子力災害対策本部の扱いになっている原子炉はない、事務局も設置されていないということよろしいですか。

A：（文科省）今回の福島事故に関連しては設置はされておられません。

Q：今の原子力災害対策本部にあるかどうかでよろしいですか。福島事故と別扱いということでしたら、ちょっと話は変わってくるので、ちょっと細かなことですがお願いします。

A：（文科省）現在置かれております原子力災害対策本部の中には、試験研究炉を対象とした事務局というのは置かれておりません。

Q：分かりました。ありがとうございます。以上です。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、すいません、東京電力松本さんに、先ほどお答えいただきそびれたのが1つとあと幾つかあるんですが、1つはベントに行った当直長の外部被ばくなんですけれども、当日106ミリという発表がその後99になってるんですがこれは何か理由があるんでしょうか。ご説明いただければと思います。それから作業員の方の防寒設備、先ほど今後つめていくというお話がありましたが、既にもう12月で福島は相当寒くなってると思うんですけれども、これはいつ頃までに準備をされるという予定というめどはあるんでしょうか。それから先日、同じく松本さんに。先日ちょっとご確認いただいたものなんですけど、津波警報の際の避難経路なんですけれども、これは具体的にどういった形でどこに逃げるといのは具体的なものは何か分かりましたでしょうか。それから同じく松本さんに。これは以前からお願いしているんですが、サブドレンの水位なんですけど、できれば2週間に1ぺん程度でも結構なので定期的に出していただければと思うんですが、次はいつ、前は1ヶ月前なので、次はいつお出しただけますでしょうか。

それから最後に1つ園田政務官に。ヨウ素剤服用に関して、これの広報にNHK等の放送事業者を利用するというような、要請するということが指針に、防災基本計画に書かれているんですけれども、これの要請の有無というのは確認できましたでしょうか。以上お願いします。

A：（東電）まずベントに行った当直長の被ばく線量の変更につきましてはちょっと確認させていただきます。タイミングを揃えるために評価する時点を変更したのかもしれませんが。それから防寒設備でございますが、こちらはタイベックの下に着るものでございますと、各企業さんあるいは自分自身でご準備されるのは自由でございますが、会社としてどういったことをやるかについては今現在取りまとめ中でございます。それから津波警報が出た時の避難経路については特段の定めはございません。高台に避難するように指示をい

たします。それからサブドレンの水位に関しましては、公表の準備を現在進めておりますので間もなくできるというふうに思います。

A：（園田政務官） すいません、放送事業者をヨウ素剤の配布の時に活用させていただくという件でございますが、すいません私のところにまだその回答が上がってきておりませんので、上がり次第またお伝えをさせていただくつもりでございます。

Q：ありがとうございます。幾つか、1つがまず防寒装備なんですけれども、もちろん各個人で揃えるのは自由なんですけど、事態が事態、現状の状況を考えると先日の夏にクールベスト等を揃えたように、冬に対しても東京電力の方である程度備えるべきではないかと思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

A：（東電） はい、そういうふうに思っておりますので現在準備を進めております。そういったものがどういったことができるかについて取りまとめ次第公表させていただければと思っております。

Q：ですので、そのスケジュール感っていうのはどのぐらいをめどにというのはないのでしょうか。

A：（東電） そうですね、ご指摘のとおり寒くなってまいりましたので早急にまとめたいというふうに思っております。

Q：分かりました。後避難指示なんですけど、高台へというのは具体的にどの辺の高台というのはあるんですか。

A：（東電） ありません。こちらは海岸部に作業している方が特に高台の方に避難することになりますけれども、現実の逃げ方としては各企業さんが所属しております事務所の方に戻ることにになります。

Q：高台への避難指示のほかに建屋の近く、例えばタービン建屋の入り口にすぐ近くにいる人は、建屋の中に避難というような項目みたいなのはあるのでしょうか。

A：（東電） いえ、ありません。建屋の中には直接入るルートはサービスビルま

で行けないとございますので、一旦そこに戻るのであればそのまま事務所の方に帰られるのが普通です。

Q：サービスビルの近くにいる人はいかがでしょう。その建屋の中に入るもの。

A：（東電）はい。もちろん入っても構いませんけれども、基本的には作業員の方はご自身が所属する企業さんの方に帰られるのが普通です。

Q：いや、サービスビルの入り口の近くに、1つ基本的なことを確認したいんですが、サービスビルの入り口というのはどの辺にあるものなのでしょう。

A：（東電）今回福島第一で言いますと海岸沿いにございますので、高さ的には10メートルの位置にございます。したがって、逃げろというふうな指示が出た場合にはそのまま各企業さんの所属事務所の方に帰られるほうが良いかと思っております。

Q：サービスビルの入り口の近くにいる方というのは、その建屋内が先日避難対象ではないということなので、高台に逃げるよりも建屋の中に入ったほうが早いという方も状況によってはいると思うんですけども、そういう人に対しては建屋の中に入れというような項目はじゃあない。

A：（東電）はい、そうです。基本的には避難される場合には実際には所属される事務所の方に帰ることが普通です。建屋の中で実際に残るのは、いわゆる当直長含めて運転員が地震後の対応のために残っているのが普通です。屋内の作業に関しましても、基本的には作業を中断して自分の所属事務所の方に一旦帰るのが普通です。

Q：すいません、屋内の人も所属事務所に戻るとするのは、タービン建屋、サービスビル含めて屋内で作業している人も所属事務所に戻るということですか。

A：（東電）はい、そうです。今回の場合ですと福島第一でも震度6程度の大きな地震でございましたので、現場で何か作業を続行するというよりも、手元の作業を片付けて避難するのが一般的な指示になります。

Q：ちょっと確認なんですけど、そうすると今回4号機の地下に津波警報の間も

作業しに行った方というのは、これは厳密に言うとマニュアルをきちんと守っていなかったということになるんでしょうかね。

A：（東電）いえ、違います。4号機のタービン建屋に行ったのは私どもの運転員でございます、こちらは地震の後プラントの監視操作をするために残っている者になります。この者たちはいわゆる地震後の対応マニュアルに従いまして、各設備の点検を行うのが仕事になります。

Q：分かりました。その後津波の場合の対応マニュアルというのはあるんでしょうか。各設備の点検に関しては。

A：（東電）津波と言いますよりも、地震後の対応点検ということになります。

Q：津波に関してはじゃあ記載というのはないわけですね。

A：はい、そうです。

Q：分かりました。

○司会

後ご質問ある方何人ぐらいいらっしゃいますか。お一人。では最後の一人お願いします。

○テレビ朝日 松井

Q：テレビ朝日の松井でございます。先ほど17時30分ぐらいに聞いた質問の答えは今日中には出ないんでしょうか。

A：（東電）ちょっと確認させてください。まだ出ないのでちょっと確認します。

Q：この時間に出ないことが変だと思うんですが、おとといあったことで、それを見る専門の人がいたわけですから、その人の名前も確か公表されたと思うんですが、その責任の方がいらっしゃったはずなんですがその方に連絡が取れないということですか。

A：（東電）ちょっと確認させてください。

○司会

今の件は個別確認でよろしいですか。

Q：それまでずっと待ってるんですけど、皆さんももちろん待ってらっしゃるからいいんですけど。じゃあ他の方の質問でどうぞ。

○司会

もういらっしゃらないんで、なければこれで終わりにしたいと思うんですけど、よろしいですね。それでは以上で本日の記者会見を終わりにさせていただきます。次回でございますが、政務官の方からも冒頭にございましたとおり、17日の木曜日、道筋のロードマップ、進捗状況についての説明がございます。16時半からを予定しておりますが、改めてメールにてご案内をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。